

緊急事態に備えた国家権限の強化—英国2004年民間緊急事態法

岡久 慶

【目次】

- I 2004年法以前の法制度
- II 新法提出に至るまでの動き
- III 民間緊急事態法の概要と議論
- IV 審議の経過

翻訳：2004年民間緊急事態法

2004年11月18日、2004年民間緊急事態法^(注1) (Civil Contingencies Act 2004 (c.36)) が成立した。この法律は、戦争、テロ攻撃から自然災害、伝染病に至るまでの多様な緊急事態に対応する、包括的枠組みの構築を目的とするものである。法律は3部から構成される。第1部では地方レベルの公的機関（地方自治体等）に課されるあらゆる規模の緊急事態に対応した市民保護 (Civil Protection) の義務について、第2部では、より大規模な緊急事態に対応して議会審議を事後処理とする、中央政府に与えられる迅速かつ強力な規則制定の権限について、第3部では、施行や適用範囲といった通則を定める。

I 2004年法以前の法制度

1. 市民保護の法制度

市民保護の規定は、第2次世界大戦時に定められた民間防衛 (Civil Defence) の法律に、その先駆けをみることができる。

ドイツ軍による空襲に備えて制定された、1937年空襲事前対策法 (Air-Raid Precautions Act 1937 (c.6)) と、同法を改正し、かつ補完した1939年民間防衛法 (Civil Defence Act 1939 (c.31)) とは、まとめて「1937年及び1939年民間防衛法 (Civil Defence Acts 1937 and 1939)」とも呼称され、地方自治体が公共用及び家庭用

防空壕を設置すること、公共事業者が戦時下においても適正に職務を遂行すること、一般事業主が従業員向けの防空壕を設置し、避難訓練を実施すること、地方自治体が市民の疎開、負傷及び疾病に対応すること等を定めている。

第2次世界大戦が終結すると、イギリス政府は1945年民間防衛 (権限の停止) 法 (Civil Defence [Suspension of Powers] Act 1945 (c.12)) を定め、1937年法及び1939年法のほとんどの規定を一時的に停止させた。これは戦争の終結で法律の必要性が減少したためではなく、従来の民間防衛体制に、新しい形態の空襲への対応策を盛り込むための調査研究期間が必要であったためとも指摘されている。

いずれにせよ、ベルリン封鎖が発生し、東西両陣営の間で緊張が高まる1948年の12月16日、1948年民間防衛法 (Civil Defence Act 1948 (c.5)) が制定され、これが2004年法が制定されるまでの間、民間防衛制度の土台となった。この法律の規定は制度の大枠を定め、詳細はこれに従う委任立法が定めることとしている。

1948年民間防衛法は、11か条で構成され、以下のような規定を含んでいる。

- ①担当の大臣に、次の権限を与える。^(注2)
 - ・民間防衛の部隊を組織し、訓練し、装備させること。
 - ・民間防衛以外の業務に携わる、警察隊、消防隊及び地方自治体職員を、民間防衛の目的のために組織し、訓練し、装備させること。
 - ・民間防衛の目的のために、必要な物資の備蓄を行うこと。
 - ・市民に民間防衛のための指導を行い、必要な

装備を与えること。

- ・民間防衛の目的のために、場所・施設を建設し、維持し、改変すること。

②担当の大臣は、地方自治体及び警察本部に関して、次のような規則を定めることができる。

- ・上記の大臣の権限に基づいて課された職務の行使に関して、当該大臣の指導に従うこと。
- ・当該地方自治体又は警察隊が、課された職務を果たさないとき、担当の大臣が当該地方自治体及び警察隊の名義及び経費負担によって、当該職務を自ら遂行するか、他の者に遂行させることを可能とすること。
- ・規則で定められる条件の下で、現行の法制度に従わない建築、工事、発掘等の作業を可能とすること。
- ・現行の法制度で定められた上限を超える、職員の採用、土地・設備及び機材の保有を可能とすること。

③担当の大臣及び地方自治体は、この法律の目的のために、土地を強制的に収用する権限を有する。

④担当の大臣は、民間防衛に関して職務を課された地方自治体及び警察署^(注3)に対して、毎年度民間防衛交付金を給付する義務を有し、また必要に応じて裁量により交付金を与える権限を有する。

この1948年民間防衛法をさらに補足する形で成立した、1954年民間防衛（軍隊）法（Civil Defence [Armed Forces] Act 1954 (c.66)）では、民間防衛を軍隊の義務として規定しており、軍隊の構成員が民間防衛の訓練を受けられるよう担当の大臣による手配を可能としている。

1948年法は、「民間防衛」の意義を、外国勢力

（Foreign Power）による敵対的攻撃に対し、軍隊以外の者に（戦闘を含まない）防御又は被害軽減の手段を提供するものと定義しており、あくまでも戦争を前提とした施策であった。しかし、1968年ハロルド・ウィルソン首相はイギリス本土への攻撃の可能性が低下したとして、民間防衛を含む本土防衛を「管理と維持の体制（care and maintenance basis）」に移行させることを宣言した。これに伴い、民間防衛隊（1948年民間防衛法で言及した「民間防衛の部隊」）は解散されている。

その後、1986年平時市民保護法（Civil Protection in Peacetime Act 1986 (c.22)）が制定され、従来の民間防衛の職務を課されていた地方自治体は、民間防衛のための資源^(注4)を、外国勢力の攻撃以外の緊急事態又は災害一般による被害の防止若しくは救済のために動員できることとなった。また民間防衛のための交付金によって、経費を賄うことが可能となった。

この法律を通じて、戦時を前提とした民間防衛から平時の緊急事態を前提とした市民保護への移行がある程度図られた上で、1948年民間防衛法の枠組みが2004年法制定まで存続することとなった

2. 緊急権の法制度

イギリスにおける緊急権を定める法律は、大別して、平時における指定された種類の緊急事態に備えるための恒久法と、個別の深刻な緊急事態（多くの場合は戦争）に対応して制定される特別立法（ad hoc legislation）^(注5)とに分かれる。

いずれの場合も、法律は授權法（enabling act）であり、緊急権を与えられた行政府が、基本的に枢密院令^(注6)を通じて、臨機応変に対応することを可能としている。なおイギリスは、2004年11月末日現在、「1998年人権法の免除指定に関する2001年命令」（The Human Rights Act 1998 [Designated Derogation] Order 2001 S.

I. 2001 No.3644) により、一般社会は緊急事態にあるとされている。^(注7)

2004年民間緊急事態法の制定前の緊急権法としては、恒久法である1920年国家緊急権法 (Emergency Powers Act 1920 (c.55)) と、第2次世界大戦時において定められた特別立法である1939年国家緊急権 (防衛) 法 (Emergency Powers [Defence] Act (c.62)) がある。

(a) 1920年国家緊急権法

この法律は、第1次世界大戦後、港湾、鉱山、鉄道等の産業分野でストライキが頻発し、社会不安を煽ったことに対応して定められたもので、3か条で構成される。

① 国王は、共同体又は共同体の一部からの食料、水、燃料、照明、輸送手段等生活必需物資の供給又は分配を妨げる挙に出た者がいたり、又は脅かす者が現れる事態が生じたとき、緊急事態宣言 (proclamation of emergency) を行うことができる。緊急事態の期間は1か月間継続ことができ、改めて宣言をすることでさらに1か月延長することができる。

② 緊急事態宣言がなされた場合、国王は枢密院令に基づいて発した緊急事態規則を定め、主務大臣、政府、省庁その他公務に従事するものに必要な権限又は義務を課し、当該の生活必需物資の供給又は分配を可能たらしめ、公共の安全を確保するための措置をとることができる。規則には次の要件が適用される。

- ・徴兵若しくは強制徴用を課したり、又はストライキへの参加若しくは参加勧誘を行う者に罰則を科することはできない。
- ・定められた緊急事態規則は、可及的速やかに議会の審議に付されなければならない

ず、両院で継続の決議を受けない限り、提出後7日で効力を失う。

- ・規則に違反した者には、略式起訴で最大3か月の拘禁刑若しくは罰金基準表の5級を超えない罰金又はその両方を科することができ、さらに加えて違反に関連する物品及び金銭を没収することができる。

この法律は、1964年国家緊急権法 (Emergency Powers Act 1964 (c.38)) によって改正され、国王が緊急事態宣言を行うことができる事態の定義を、「生活必需物資の供給又は分配を妨げる挙に出た者がいたり、又は脅かす者が現れる事態」ではなく、「生活必需物資の供給又は分配が妨げられる、又は妨げられる恐れのある事態」と改正されており、主にストライキ等を想定した1920年法を自然災害等に適用させるための拡大が図られている。

なお、この法律は、1926年のゼネストから1974年の炭鉱ストライキまで、12回にわたり適用されている。いずれも産業不安 (industrial unrest) に対応してのものであった。

(b) 1939年国家緊急権 (防衛) 法

この法律は戦争に応じて定められた最後の緊急権法であり、現在のイギリスの緊急権法制とは無関係である。しかし、2004年民間緊急事態法が平時のみならず、戦時にも適用されることに鑑み、参考としてここに紹介する。

1939年法は、1年を期限とする時限立法であったが戦時中は延長され続け、失効したのは、最後の延長期限が到来した1946年2月24日のことである。同法は、以下のような内容の規定の12か条で構成される。

① 女王は、公共の安全確保、国土防衛、

公共秩序の維持、効率的な戦争遂行及び共同体への生活必需サービス供給の目的のため、次に掲げる枢密院令によって防衛令 (defence regulation) を定めることができる。

- ・防衛令の違反者を逮捕し、裁判にかけ、処罰することができる。
- ・公共の安全及び国土防衛を目的として、主務大臣が必要と判断した者を拘束することができる。
- ・資産及び事業を接収することができる。
- ・あらゆる土地・施設への立入りを可能とすることができる。
- ・制定法を改正し、停止し、補正することができる。
- ・徴兵又は強制徴用を課したり、民間人を軍事法廷で裁くことはできない。

② 防衛令を含む枢密院令は、制定されてから可及的速やかに議会の審議にかけなければならず、枢密院令が提出されて28日の内に議会のいずれかの院が枢密院令を無効とする決議を下した場合、枢密院令は効力を失う。ただし、既に執行されたことについては、影響を及ぼさない。

③ この法律は1年で効力を失うが、有効期間の間に、議会両院が法律のさらなる1年間の延長を嘆願 (address) した場合、女王は枢密院令によって有効期間を1年間延長することができる。またこの法律は、女王が枢密院令によって該当する緊急事態の終結を宣言したとき、枢密院令が施行されたその日の終わりをもって効力を失う。

この法律に基づく防衛令では、報道管制を行うための防衛令2C及び2D、言論の自由を制限

する39B及び39BA等が知られている。その中でも最も市民的自由を制限するといわれるのが、公共の安全及び国土防衛を目的として、主務大臣が必要と判断した者の拘束命令を発することを可能とする防衛令18Bである。拘束された者は、諮問委員会に上訴することも可能であるが、担当の主務大臣はその勧告に従う必要はない。この防衛令18Bに基づく命令で身柄を拘束された者は、総計で1857人に上るといわれる。^(注8)

この法律が効力を失ったことで、同法に基づく防衛令もまた効力を失ったが、例外的に1939年防衛 (軍隊) 令 (Defence [Armed Forces] Regulation 1939 SR&O 1939/1304) は、先述した1964年国家緊急権法に第2条として組み込まれ、現在に至っている。これは国家的に重要な意義を有する農業その他の事業遂行に、一時的に軍隊の構成員を充てることを可能とする規定である。

2002年11月から2003年6月まで長期間続いた地方自治体消防隊全国合同評議会 (National Joint Council for Local Authorities' Fire Brigades。以下「NJC」とする。) と消防隊員労組 (Fire Brigade Union。以下「FBU」とする。) の労働争議がエスカレートし、後者によるストライキの間、軍隊がその補完に当たる事態が発生したが、この出動は1964年法に基づく国防^(注9)会議命令^(注10)に基づくものであった。

II 新法提出に至るまでの動き

今回の新法草案提出の契機となったのは、2000年秋の燃料危機^(注11)及び同年冬の洪水の多発であり、プレスコット副首相は2001年8月に討議文書「イングランド及びウェールズにおける危機管理の未来 (The future of Emergency Planning in England and Wales: A discussion document)^(注12)」を発表し、3か月に亘る公開協議を開始した。

討議文書の中で、政府は、1948年民間防衛法

が既に時代遅れになっているとして新法導入を提案している。外国勢力による攻撃の可能性が既に低いことに加え、民間防衛の取組みが中央政府と地方自治体の交付金を通じた縦割りのものとなり、地方自治体間の協力体制が促進されない等の問題があったからである。そのため、新しい法律によって、地方自治体を中心となり、他の関連機関と協力して想定する災害への計画、準備を行うものという枠組みが提唱されることとなった。

また2001年9月11日、アメリカで発生した同時多発テロ事件は、継続中であった協議にも大きな影響を与えた。この事件を教訓として、緊急事態への対応は、地方自治体レベルでの対応を法制化するだけでは不十分であり、全国的かつ想定しうるあらゆる事態に備える必要があるとされ、1920年法に基づく現行の緊急権の法制度も見直されることとなったのである。

1920年法に関して特に問題視されたのが、適用される緊急事態が極めて狭く定義されていることであった。また緊急事態宣言は実際に影響を受ける地域に限定されず常に全国レベルで適用されることになるため、同法に基づく宣言は出しづらく、加えて現代イギリスの分権事情が当然ながら反映されていないことも懸案とされた。1920年法はその80年以上の歴史の中で、12回に亘って適用されてきたが、いずれも産業不安に対応したものであり、また各省庁は対応した行政分野における緊急事態に対し、独自の法的措置（多くの場合委任立法）を講じることで対応しているのが実情である。

これらに加え、政府は1920年と異なる法制度の環境も考慮しなければならなかった。それは1998年人権法 (Human Rights Act 1998 (c.42)) の存在である。裁判所は、訴えがあれば第一次的立法 (primary legislation)、従位立法 (secondary legislation) を問わず特定の法と人権法との両立性を審査することができ、裁判所が両立

しないと判断した場合、従位立法であれば効力を取り消し、又は効力を停止させることができる。このような事態の発生を憂慮した政府は、緊急事態規則を第一次的立法扱いとした規定を盛り込んだ法律の必要性を主張した。

こういった問題を協議した結果、1948年民間防衛法及び1920年国家緊急権法を廃止し、新たな法制度が作成されることとなり、2003年6月19日、内閣府大臣ダグラス・アレキサンダーはコマンドペーパー (Command Paper、議会討議資料)^(注14) 5843号の中で、民間緊急事態法案草案 (draft Civil Contingencies Bill) を公表した。

草案はテロリズム、自然災害、大規模な公衆衛生の危機、ライフライン及びその他社会インフラの壊乱等の国内の緊急事態への対応を定めたもので、地方自治体等による市民保護及び中央政府の緊急権の規定という2つの柱を持つ。前者は地方自治体、警察、消防隊及び救急隊といった公共サービス部門に、緊急事態の危険性を評価し、対応計画を策定し、一般公衆への勧告を行うことを義務づけ、後者は政府が緊急事態宣言を行うことで、議会審議を後回しにして規則を制定することを可能としている。

草案の公開協議では、2003年9月11日を期限として23の質問に対する回答を募り、379の回答（そのうち187が地方自治体による）が寄せられた。

また草案の審査のため、2003年7月11日議会議院によって「民間緊急事態法案草案に関する合同委員会 (Joint Committee on the Draft Civil Contingencies Bill)」(以下「合同委員会」という。)^(注15) が設置され、同年11月28日には報告書が発表された。これに加え、「国防特別委員会 (Defence Select Committee)」も同年7月10日に草案に対する報告書^(注16) を発表し、「人権に関する共同委員会 (Joint Committee on Human Rights)」もその報告書^(注17) の中で草案への見解を発表した。

草案の第2部に規定された緊急権については、政府による濫用を危惧する声が強かった。そもそもこの法律は（論理的には）全面核戦争から狂牛病に至る広範な事象を、緊急事態として捉えており、その定義が広すぎることと法律が政府に与える強力な権限が所管の主務大臣の主観的判断に依拠する部分^(注18)が大きいことに、濫用の余地を見出す者もいたのである。合同委員会もまたその報告書の中で、最悪の場合この法律が民主主義の解体に繋がりがかねないと述べている。政府はこれらの見解に鑑み、法案においては緊急事態をより狭義かつ明確に規定し、また緊急事態規則に対する制限を強化する等の修正を加えることとなった。

各委員会から出された具体的な論点及び問題点は、議会における主な争点と共に、次の「III 民間緊急事態法の概要と議論」の中で、法律の主要規定ごとに紹介する。

各委員会の意見及び協議書への各界の反応を参考に取り入れた民間緊急事態法案（Civil Contingencies Bill）は、2004年1月7日、内閣府大臣ダグラス・アレキサンダーによって下院に提出された。

III 民間緊急事態法の概要と議論

2004年民間緊急事態法は、第1部「地方における手配及び市民保護」（第1条～第18条）、第2部「緊急権」（第19条～第31条）、第3部「通則」（第32条～第36条）及び3つの附則から構成される。

緊急事態の定義（第1条及び第19条）

第1部における「緊急事態（emergency）」は、国の内外で発生する、(1)イギリス国内のある場所における人間福祉及び(2)イギリス国内のある場所における環境に深刻な被害を及ぼし、又は及ぼす可能性のある状況並びに(3)イギリスの安全保障を深刻に脅かす戦争又はテロリズムと定

義する。

第2部における「緊急事態」を、国の内外で発生する、(1)イギリス全土又は地方若しくは^(注19)地域における人間福祉及び(2)イギリス全土又は^(注20)地方若しくは地域における環境に深刻な被害を及ぼし又は及ぼす可能性のある状況並びに(3)イギリスの安全保障を深刻に脅かす戦争又はテロリズムというように、第1部とほぼ同じように定義する。

人間福祉の危機とは人命の喪失、疾病及び傷害、住居の喪失、資産への被害、金銭、食料、エネルギー及び燃料の供給の妨害並びに通信、交通及び保健サービスの妨害が該当する。環境の危機とは、生物学的若しくは化学的物質、放射性物質若しくは石油による土壌、水質若しくは大気汚染又は植物及び動物の生命（life）の壊乱及び破壊が該当する。安全保障の危機とは、戦争及び武力紛争又は2000年テロリズム法（Terrorism Act 2000 (c.11)）第1条に規定されたテロリズム^(注21)が該当する。

緊急事態の定義を変更することは可能であり、第1部の定義に関しては、閣内相又はスコットランドであればスコットランドの大臣が、命令によって、(1)特定の状況又は特定の種類の状況が、緊急事態に該当するか該当しないかを定め、かつ(2)特定の供給、システム、機関又はサービスの妨害が、人間福祉を脅かすものか脅かさないものを定めることができる。また第2部の定義に関しては、主務大臣が(2)に関してのみ権限を有する。初期の法案では、主務大臣は(1)の権限も有していたが、制定法によらず政府が恣意的に緊急事態の定義を拡大する可能性があるため、削除されている。

草案においては、緊急事態の定義に、福祉、環境、安全保障に加えて「政治、行政及び経済の安定」に対する脅威も含まれていた。しかし、この項目は、政治的抗議、コンピュータのハック

キングあるいは遺伝子組換え農作物への抗議といった、非常に広範な活動に適用される可能性があり、極論すれば「株価急騰又は首相への不信任投票は、政治、行政及び経済の安定を脅かすことになるのか」といった指摘がなされた。^(注23) 合同委員会も報告書の中で時の政府がその存在を守るために、「政治、行政及び経済の安定」の条項を利用する可能性を指摘しており、政府はこの指摘に応じてこの項目を削除することとなった。

政府は、当該項目に関しては、必要とあれば人間福祉を名目とした緊急事態規則が適用できると論じており、こうした議論の結果、第22条には、当該項目で想定されていた、緊急事態における金融機関、政府、公的職務の活動保護及び復旧を、緊急事態規則の目的として設定できるとする草案の規定が残されることとなった（「緊急事態規則の範囲」を参照）。

緊急事態の定義は、第1部におけるものと、第2部におけるものと、基本的部分ではほぼ重複しており、通常であれば地方自治体等がその対応に当たり、緊急事態の規模が大きいときに限り中央政府が緊急事態と認定し、緊急事態規則をもって対応するという、二段構えとなっている。

また、法案提出時においては、安全保障に関連した緊急事態の定義が、国内のある場所（第1部）又は全国、地方又は地域（第2部）それぞれにおける安全保障を脅かす状況と規定され、テロリズム、戦争、武力紛争がこれに該当するとされていた。しかし、この定義はあまりにも広範なものであり、政府に法律濫用の余地を与えるとの意見があったため、これを考慮に入れた結果、現在のより深刻な状況（全国的な影響を有するテロ又は戦争）に限定したものに落ち着いた。

緊急事態計画（第2条—第4条）

地方自治体、警察及び消防隊を含む第1カテゴリー^(注24)対応者は、緊急事態が発生する可能性を推定し、緊急事態対応計画を策定し、当該推定及び計画を必要に応じて発表しなければならない。また緊急事態及び緊急事態が発生しそうな事態においては、一般社会に警告し、情報及び助言を与えることが義務づけられた。これらの義務は、緊急事態が第1カテゴリー対応者による職務遂行を妨げる可能性がある場合や、緊急事態の防止、被害の軽減が望ましいが、そのためには資源の配置転換若しくはさらなる対応策が必要な場合に遂行されることとされる。

閣内相又はスコットランドであればスコットランドの大臣は、規則を制定して当該義務の適用範囲及び遂行方法を指定することができ、この目的のため公共事業を含む第2カテゴリー^(注25)対応者にも第1カテゴリー対応者に協力し、情報を提供したりすることを命じることがができる。

地方自治体には、緊急事態が発生した場合の商業活動の継続のための助言及び援助を与える義務が課せられる。

法案が下院にある段階から、第1カテゴリー対応者が緊急事態計画作成に当たって、ボランティア団体と協議を行うことを法制化し、その力を活用する体制を整えるべきだとの議論があった。政府はこれに対し、多くの場合、活動ボランティア団体は資源に限りがあって安定したサービスを継続的に提供することが困難であり、サービス内容も無料のものと有料のものが並存するなど単純でないことを指摘し、現行の枠組みでもボランティア団体との協力関係の構築は可能であると主張した。また、地方自治体協会（Local Government Association）もボランティア団体との協議を法制化することに反対していた。しかし、最終的には、規則によって指定された第1対応者に、計画作成段階でボラ

ンティア団体の活動に留意することを要請し、又は許可することができるとの規定が加えられた。

市民保護（第5条—第6条）

閣内相又はスコットランドであればスコットランドの大臣は、命令によって、第1カテゴリー対応者に対し、緊急事態の防止、影響の軽減、管理及び緩和又は関連したその他の行動を目的とした職務を遂行させることができ、この目的のため第2カテゴリー対応者にも第1カテゴリー対応者への協力や、情報の提供を義務づけることができる。

また閣内相又はスコットランドであればスコットランドの大臣は、規則によって、全ての対応者間で緊急事態に関する情報の開示を行わせることができる。

第1部の通則（第7条—第18条）

閣内相又はスコットランドであればスコットランドの大臣は、緊急の場合、文書による指示によって、緊急事態計画及び市民保護に関連する規則及び命令と同様の効力を持たせることができる。当該指示は、発せられてから21日後にはその効力を失う。法案ではこの指示が口頭で行えることとされていたが、審議の過程で文書によることに限定されることとなった。

閣内相又はスコットランドであればスコットランドの大臣は、第1及び第2カテゴリー対応者がこの法律の第1部の規定に従う目的でとった行動に関して、情報提供を要請する権限を有する。

閣内相又はスコットランドであればスコットランドの大臣は、この法律の附則を改正し、第1及び第2カテゴリー対応者について追加、削除又はカテゴリーの変更をすることができる。

閣内相又はスコットランドであればスコットランドの大臣並びに第1及び第2カテゴリー対

応者は、法律に定められた義務（緊急事態計画、市民保護並びに閣内相及びスコットランドの大臣への情報提供に関連するもの）を怠った第1及び第2カテゴリー対応者を、高等裁判所及び民事上級裁判所（スコットランドでは民事上級裁判所のみ）に提訴することができる。

2004年民間緊急事態法第1部の市民保護に関する規定は、1939年民間防衛法に置き代わるものであり、後者は廃止される。これに伴い、政府は1939年法によって定められていた民間防衛交付金を、一般の歳入援助交付金（Revenue Support Grant）に繰り込んで支給することを予定している。

緊急事態規則を制定する権限（第20条）

緊急事態規則（emergency regulation）は、女王が定める枢密院令によって制定されるが、この制定手続に大幅な遅れが想定される場合、上位の閣内相が制定することができる。いずれも、制定権者が第21条の条件が満たされたと確信する場合に限り、規則を制定することができる。この権限は、実務上は国内の安全保障及び緊急事態における回復力（resilience^(注26)）に責任を有する内相が行使することになる。

緊急事態規則の前文には、該当する緊急事態の性格を明記し、かつこの法律の第21条の条件が満たされること、規則が緊急事態への対処に必要な規定のみを含んでいること、規則の効果が緊急事態の程度と釣り合いの取れたものであること、等を記さなければならない。

草案では、過去の緊急事態法制を踏襲し、規則制定に先立って、女王の布告又はそれが可能でなければ主務大臣の命令により緊急事態の宣言を行うことが定められていた。しかし国防特別委員会から、緊急事態の宣言を議会の決議にかけることを考慮するよう勧告があったことを

受け、手続を簡略化し、前文をもって宣言に置きかえることとなった。

緊急事態規則を制定するための条件（第21条）

この条で定められた条件は、(1)緊急事態が発生したこと又は発生しつつあること、(2)緊急事態への対処のための規定を定める必要があること、(3)上記(2)の規定を緊急に定める必要があること、の3点である。

(2)の条件に関して、既存の法律で類似の規定がある場合若しくはそのような規定を定めることが可能な場合には、当該規定の施行が大幅な遅れを伴う可能性がある場合又は当該規定が不十分である場合に限り、緊急事態規則が必要であることとされる。

緊急事態規則の範囲（第22条）

緊急事態規則は、制定権者が緊急事態への対処に必要であると考えらるあらゆる規定を定めることができ、その目的としては第19条で定められた緊急事態に沿ったものが想定されている。主として、次に掲げるものが該当する。

- ・ 人命、健康又は安全の保護、疾病及び傷害の治療
- ・ 資産の保護及び復旧
- ・ 金銭、食料、水、エネルギー及び燃料の供給の保護及び復旧
- ・ 通信、交通機関、保健サービス及び金融機関の保護及び復旧
- ・ 土壌、水及び大気汚染の防止、抑制及び緩和、動植物の生命の壊乱又は破壊の防止、抑制及び緩和
- ・ 政府、議会、スコットランド議会、北アイルランド議会及びウェールズ国民議会による活動及び公的機能（public function）遂行の保護及び復旧

緊急事態規則は、議会制定法又は国王大権で

規定できることについては全て法制化することができる。法律は、緊急事態規則で定めることのできる権限として、主に次に掲げるものを例示している。

- ・ 閣内相、スコットランドの大臣、ウェールズ国民議会、北アイルランド自治政府の省庁及びその他の者に職務（function）を与える。
- ・ 資産を徴発又は没収する（賠償しない場合もある）。
- ・ 資産及び動植物の生命を破壊する（賠償しない場合もある）。
- ・ 移動を禁止し、又は要求する。
- ・ 特定した集会、行動、旅行を禁止する。
- ・ 規則及び規則に基づく指示及び命令に従わないこと並びに規則に定められた公務の執行を妨害することを犯罪とする。
- ・ この法律を除く既存の法律及び既存の法律に基づく規定を、適用されないものとして扱い、又は改正する。
- ・ 個人又は団体に職務の執行を要求する（職務が規則によって課されたものでなく、謝礼又は補償が規定されていない場合であっても可能とする）。
- ・ 国防会議が軍隊の展開を許可することを可能とし、展開を促進するための規定を定める。
- ・ 裁判所（court）又は審判所（tribunal）に管轄権を与える。
- ・ 領海、漁業水域（fishery limits）及び大陸棚に関する事又は当該領域内で行われる全てのことに関する規定を定める。

緊急事態規則の制限（第23条）

緊急事態規則は、その規則が緊急事態の影響の防止、軽減、管理及び緩和の目的に沿うものであり、かつその規則の効果が緊急事態の性格と釣り合いの取れたものであると制定権者が考えた場合に限り、制定することができる。また緊急事態規則の権限には、次に掲げる制限が課

せられる。

- ・規制の適用対象となるイギリス国内の地方又は地域を指定しなければならない。
- ・軍役を課することはできない（草案では労役 [industrial service] を課することも禁止されていた）。
- ・ストライキ等の労働争議を禁止することはできない。
- ・治安判事裁判所（スコットランドでは執行官 [sheriff]）が略式起訴では処罰できない犯罪は、定めることはできない。
- ・3月を超える拘禁刑又は罰金基準表の5級（5000ポンド＝約96万円）を超える罰金を科することができる犯罪は、定めることはできない。
- ・この法律の第2部及び1998年人権法を改正することはできない。

草案の討議文書の中で政府は、緊急事態が深刻であること（深刻性、seriousness）、緊急事態規則の必要性が明らかであること（必要性、necessity）、必要な地域のみを対象として緊急事態宣言が発せられること（地域的比例性、geographical proportionality）の条件を、これらが緊急権の濫用を防ぐ「三つの鍵（triple lock）」であると論じていた。しかし実際には、「三つの鍵」に該当する規定は複数の条に分散して規定されていたため、下院の国防特別委員会は正確に該当する法文がないと指摘した。また合同委員会は、当該規定を1つの条又は連続した条において明示し、これを緊急事態を宣言するための法的条件とすると同時に、より客観的かつ強化した制限を課するべきであるとの勧告を出していた。

法律では、「三つの鍵」のうち、深刻性に関しては第19条（緊急事態の有無、規則の必要性及び緊急性の判断）で、必要性に関しては第21条（具体的な規則の内容の判断）でそれぞれ規定

し、地域的比例性に関しては、第23条（規則の比例性及び目的適合性の判断）で勧告を受け入れて、地理的なものに留まらず、規則の効力を緊急事態に比例させると定めている。

とはいえ、第19条、第21条、第23条はいずれも、制定権者の主観を介在させる要素を残しており、権限の濫用に対する危惧は消えていない。

また、緊急事態規則に与えられた権限は、極めて強力かつ広範なものである。合同委員会は、特に法律を変更する権限に関して、これが悪用されれば、憲法を構成する過去の法律を排除することも可能であるとして、1297年のマグナ・カルタから1998年人権法までを含む、憲法を構成する主要な法律が当該権限の適用除外とされる旨を法文中に明記するよう勧告していた。

政府は、不文憲法であるイギリス憲法の性格と、過去の法律を随意に変更できる議会主権の原理に鑑みて、特定の法律を憲法的な意義があるとして特定することは困難であり、憲法的意義を持つ法律といえども影響の少ない部分的改正は可能であると反論している。これに加え、Parliamentary Counsel^(注27)は、憲法的意義を持つ法律の規定に関連する規則は、その旨を明示することが必要であると政府に助言しており、政府はこれに基づいて法案は憲法的意義を持つ法律に影響しないとして、合同委員会の勧告を退けていた。

しかしながら、法案が議会で審議されるようになってからも、憲法的制定法（constitutional enactment）への特別な配慮を求める議論は絶えず、政府は上院の委員会報告において、1998年人権法を緊急事態規則によって改正することはできないとする法案の修正を自ら行うこととなった。これに対しては、人権法のみを特別扱いし、他の憲法的制定法を同じように扱わないことへの批判等もあったが、政府はこの人権法が政府と個人との関係を定めるという点で他の法律と異なっており、緊急権による権力濫用のお

それに最も関係していると論じて^(注28)、修正案の通過を主張した。

有効期間（第26条）

緊急事態規則は、遅くとも制定された日から30日の期間を経過した時に効力を失うが、同規則に代えて新たな規則を制定することができる。

緊急事態規則は可能な限り早く議会に提出しなければならないが、提出から7日経過しても議会の承認が得られなければ消滅する。議会両院が緊急事態規則の失効を決議した場合、規則は決議で指定された時又は決議の下された日に失効する。休会期又は閉会期であっても、規則の審議のために議会を招集することができる。

緊急事態規則は上下両院の決議によって承認を受けない限り7日で効力を失うため、一見議会による十分な審査を可能としているかに見える。しかし、議事規則によって枢密院令を含む委任立法は90分以内で審議を行うことが定められており、これでは議会の審査に不十分であるとの意見も出されていた。5月24日下院の審議においては、通常の議事規則を緊急事態規則の審議に当たって適用しないこととする改正案も出されたが、政府は異なる規則ごとに議事規則を細分化させるのは好ましくないとして、これを退けている。

第2部のその他の規定（第24条—第25条、第27条—第31条）

緊急事態規則が適用される地域には、イングランドの地域であれば地域指定調整官（Regional Nominated Coordinator）を、イングランド以外のイギリスの地方であれば緊急事態調整官（Emergency Coordinator）を置く。当該官は主務大臣の指示に従い、規則執行の調整を行う。

イングランド以外のイギリスの地方に適用される規則に関しては、主務大臣はそれぞれの自治政府と協議しなければならないが、緊急時にはこれを省略することができる。

草案はその第25条で、緊急事態規則を人権法の目的のために、議会制定法として扱うことを定めていた。これは本稿の「II 新法提出に至るまでの動き」で先述した、人権法に基づく効力喪失を防ぐための措置である。緊急事態規則が一次的立法である議会制定法と同格であれば、たとえ裁判所が人権法と両立しないと判断しても、それは当該判断の宣言に留まり、同規則の取消し又は効力停止には直結しないとされているからである。

しかしこの第25条の必要性に対して、国防特別委員会及び人権に関する共同委員会が疑義を呈し、さらに合同委員会も政府が当該権限の必要性について明白かつ説得力のある説明をしていないとして、再考を要求していた。国家と個人の関係を統括する人権法に手を入れることは望ましくない上、今後、テロリズム、深刻な詐欺、麻薬売買などの法律に同様の施策を盛り込む前例になりかねず、その反面、人権条約第15条に基づく免除（注7を参照）を利用することで人権法の効果を一時的に停止することができるからというのがその理由である。こうした指摘に加え、人権法の効力に関わる規定を定める権限を行政政府に与えることは、議会主権の原則からも好ましくないとの主張もあった。

合同委員会は、裁判所が政府の緊急権の行使を差し止める可能性は非常に低いと分析しており、勧告を受けた政府は第25条の規定を削除した。

サンセット条項の是非（第3部関連）（第32条—第36条）

法案の議会における最後の争点となったの

が、第3部における施行の規定(第34条)の中に第2部(緊急権)に対して定期的な議会両院による審議を義務付け、賛成の決議がない場合は失効することを規定する、いわゆるサンセット条項(sunset clause 又は sunset provision)を盛り込むか否かである。裁判を経ずしてテロリスト容疑者を拘束することを可能とする、2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法第21条―第23条にも同様の定期的審査が義務付けられていることから、政府に強大な権限を付与するこの法案にも、同様の条項を定める必要があるとの議論が上院で上がっていた。

2004年11月16日の第3読会において、上院は政府の意向に反して、法案第2部に3年の期限を定めた修正を加え、これを下院に送り返した。しかし政府は、緊急事態規則自体に30日の有効期間が定められていることからこれを無用とし、これを受けて下院は翌17日にこの修正案を否決した。

11月18日、上院から下院、そしてまた上院へと法案は行き来したが、政府が緊急事態規則を制定する度に、その効力が失われた時から1年の内に、民間緊急事態法及びその抑制効果を含む仕組みがいかに機能したかを調査する公式の枠組みを定め、調査報告書を議会の審議に委ねると公約したことで妥結し、サンセット条項は削除されることとなった。

その他緊急事態規則に関する議論

2004年民間緊急事態法第2部に関しては、草案の段階から、強力な緊急権に関する危惧の念が表明されていた。無論政府は、たとえ将来的に過激政党による政権が誕生した場合においても、権限が濫用される可能性はないと論じている。

その抑制効果を担うのが、1998年人権法である。緊急事態規則は、欧州人権条約上の諸権利(1998年人権法第1条の意味において)と両立

することが求められており、さらにあらゆる法律を改正することのできる緊急事態規則も、1998年人権法及び(その制限を定めた)2004年民間緊急事態法第2部を改正することだけではできないからである。つまり、これにもとる行為、例えば軍隊による市民への発砲、あるいは死刑制度の復活等は、緊急事態規則でも行えないというのがその議論である。

下院図書館の調査報告書^(注29)も、緊急事態規則が動植物の生命の破壊を可能としている点を挙げ、人の生命に言及していない以上、たとえ緊急事態でも軍隊による市民への発砲許可等は行えないと推論しているが、その一方で(強制退避又は地域封鎖等の)緊急事態において軍隊が強硬手段を行使する可能性もあり、その結果死者が出た場合、その後考えられる命令を出した者の責任追及、兵士の免責、民事司法手続等に民間緊急事態法がいかなる影響を与えることになるのか、想定できないとしている。

議会において、権限濫用の可能性として例示されたものの1つが、緊急事態規則による議会の無期限延長である。通常の期限である5年は、本稿の「緊急事態規則の制限(第23条)」の項で先述した憲法的制定法である1911年議会法(Parliament Act 1911 (c.13))第7条によって定められており、論理的には緊急事態規則によって停止し、又は改正しうるからである。政府はこれに対しては、先述した緊急性、必要性、地域的比例性の3つの鍵が揃っていないと判断すれば、議会又は裁判所がこれを無効化することができるとして、当該の権限濫用の可能性を否定している。

IV 審議の経過

この法案に関しては、主要野党である保守党も自由民主党と共にその必要性を認めており、議論は法案の中で特に政府に権力の濫用を許すと思われる部分に限られた。

2004年1月7日に下院に提出された法案は、同月19日の第2読会を経て、1月27日から2月10日までの間常任委員会F (Standing Committee F) に付託審議された。

5月24日、下院における委員会報告審議及び第3読会をまとめて済ませた法案は、5月25日に上院における第1読会を、7月5日に第2読会を経て、2004年9月15日、10月14日、同19日、同21日の4日間にわたって上院全院委員会 (Committee of the Whole House) に付託審議され、委員会報告が本会に提出された。報告の審議は2004年11月9日—10日に行われ、上院の第3読会は11月16日に終了して、上院の改正が可決された法案は下院に回付され11月17日に改正案の検討が行われた。

先述した第2部のサンセット条項の問題で、11月18日に法案は上院から下院、そしてまた上院へと行き来することとなったが、最終的に上院が政府案を呑んだために、閉会ぎりぎりですべて2004年民間緊急事態法は成立した。

(注)

- (1) Civil の日本語訳に「市民の」があり、またこの法律が従来の緊急権法 (Emergency Powers Act) と異なり市民保護を目的とした施策を広く規定していることに鑑み、Civil Contingencies を民間緊急事態と訳した。
- (2) これに基づき、1949年民間防衛隊令状 (Civil Defence Corps Warrant 1949) が発せられ、ボランティアで構成された民間防衛隊 (Civil Defence Corps) が設置された。同隊は25万の人員を擁していたが、1968年の政府方針変更に伴い、1968年民間防衛隊 (撤回) 令状 (Civil Defence Corps [Revocation] Warrant 1968) によって解散させられた。
- (3) Civil Defence Grant と呼ばれる使用目的限定の交付金である。地方自治体の最上層に位置する、カウンティ、独立自治体 (Unitary)、大都市圏の区 (Metropolitan Borough)、ロンドンの区 (London

Borough) に現在約1900万ポンドが交付されているが、10年前と比較して半減している。交付金に加え、これら自治体もあわせて1700万ポンドを支出している。

- (4) Resource。人員、場所・施設、装備、サービス、設備を含む。
- (5) なおイギリスの緊急権に関しては、次の記事が詳しいので、併せて参照されたい。
矢部明弘「I 憲法上の国家緊急権 2 イギリス」『主要国における緊急事態への対処 総合調査報告書』、国立国会図書館調査及び立法考査局、2003.6、pp.15-16。
清水隆雄「II 緊急事態法制 1 イギリス」同上、pp.40-42。
- (6) Order in Council。国王大権が適用される分野において、当該権限を行使するための法的手段。緊急事態に対応する権限は国王大権に属しているためである。実際には、国王は政府の作成した案に同意するだけであり、委任立法のように運営されている。また制定法に基づいて定められた枢密院令は、いずれの省庁でも行使することのできる委任立法として扱う。また近年は枢密院令で行われる施策が、委任立法で定められる事例が増えてきている。
- (7) 2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法 (Anti-Terrorism, Crime and Security Act 2001 (c.24)) 第21条から第23条は、テロリスト容疑者を裁判を経ず無期限に拘束できると規定したが、これは正式な裁判によらない身柄拘束等を違法とする欧州人権条約第5条第1項に抵触する恐れがある。このためイギリス政府は、「戦争又は国家の存亡を脅かす一般社会の緊急事態には、人権条約に基づく義務が免除される」とする規定 (同条約第15条) を利用し、この命令により国際テロリズムの存在をイギリスにおける一般社会の緊急事態と位置づけ、欧州人権条約の第5条第1項から生じる義務の免除を可能とした。
- (8) 主にイギリス国内のファシスト組織である、イギリスファシスト連合 (British Union of Fascists) の構成員を対象に拘束命令が出されたが、アイルラ

- ンド共和派、イタリア又はドイツの国籍を有するか、イタリア系、ドイツ系である者も対象とされた。
- (9) Defence Council。国防相を議長とし、国防省所属の大臣4人及び国防参謀総長（Chief of the Defence Staff）を筆頭とする上級軍人10人から構成される。国防活動について正式な法的根拠を有する機関であり、三軍が効率的かつ政府の意向に沿って運営されるべく、政策決定を下す。
- (10) Hansard Volume (House of Commons Debates) 394, Written Answers, Column: 217W, Firefighters' Dispute [21 Nov 2002].
- (11) 2000年9月から1週間にわたり、高い石油燃料価格（内4分の3が燃料税）に抗議するトラック運転手、農民等により、イギリス国内の主要精油所9か所が封鎖されるという事態が発生した。また突発的な封鎖行動により、一時は国内の給油所の3分の1が閉鎖された。
- (12) 燃料危機における対応が効果的でなかったため、2001年6月の総選挙後に行われた政府改造により、危機管理機能は内務省から内閣府の民間緊急事態事務局（Civil Contingency Secretariat）に移管されることとなった。この時点で、副首相は内閣府にその事務局を置いていたが、2002年5月に独立した副首相府を担当するに至り、内閣府の担当から離れたため、担当者が内閣府大臣となった。
- (13) 当該の討議文書は、内閣府サイト内の次のアドレスにある。
<<http://www.ukresilience.info/epr/epreview.pdf>> (Last access 2004.11.18)
- (14) 次の2つの資料が審議用に提出されている。
「コマンドペーパー第5843号(草案、解説書、規制影響評価を含む)」
Cabinet Office, *The Draft Civil Contingencies Bill, Explanatory Notes, Regulatory Impact Assessment (Local Responders) and Regulatory Impact Assessment (Emergency Powers)* CM5843, (Jun. 2003).
<<http://www.ukresilience.info/ccbill/draftbill/>

draft.htm> (Last access 2004.11.18)

協議書「民間緊急事態法草案」

Cabinet Office, *Draft Civil Contingencies Bill Consultation Document-June 2003*, (Jun. 2003).

<http://www.ukresilience.info/ccbill/draftbill/consultation_doc.pdf> (Last access 2004.11.18)

- (15) Joint Committee on the Draft Civil Contingencies Bill, *Draft Civil Contingencies Bill* (HL 84, HC 1074), (Nov. 2003)

<<http://www.publications.parliament.uk/pa/jt200203/jtselect/jtdcc/184/18402.htm>> (Last access 2004.11.18)

- (16) House of Commons Defence Committee, *Draft Civil Contingencies Bill: Seventh Report of Session 2002-03* (HC 557), (Jul. 2003)

<<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200203/cmselect/cmdfence/557/55702.htm>> (Last access 2004.11.18)

- (17) Joint Committee on Human Rights, *Scrutiny of Bills and Draft Bills: Further Progress Report* (HL 149, HC 1005), (Jul. 2003)

<<http://www.publications.parliament.uk/pa/jt200203/jtselect/jtrights/149/14902.htm>> (Last access 2004.11.18)

- (18) 緊急権を行使することになるのは、内相である。当時の内相デヴィッド・ブランケットが強面イメージの政治家であり、治安問題に関して性急に結果を求める傾向があり、「冗長かつ加害者寄りの」司法部門と摩擦を生んだことも、こういった危惧を助長していたように思われる。ただし彼は2004年12月15日辞任している。

- (19) Part. イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドを意味する。

- (20) Region. 北西部 (North West)、北東部 (North East)、ヨークシャー及びハンバー (Yorkshire and the Humber)、東ミッドランド (East Midlands)、東部 (Eastern)、西ミッドランド (West Midlands)、南東部 (South East)、南西部 (South West) 及び

- ロンドンを指し、1998年地域開発局法 (Regional Development Agencies Act 1998 (c.45)) の附則 1 で定められたものである。
- (21) 人への深刻な暴力を伴い、財産への深刻な損害を与え、当人以外の人命を危険に晒し、一般社会若しくは一般社会の一部を深刻な健康上の若しくは安全上の危険に晒し、電子システムに深刻な障害若しくは混乱を起こすなどの行為をし、又はこれらの行為を行うと恫喝し、政府に影響を与え、又は一般公衆を脅迫しようとし、政治的・宗教的・思想的な目的を追求しようとする事、と定義する。
- (22) 首相、主要な主務大臣、財務省の委員 (Commissioners of Her Majesty's Treasury、財務省を担当する大臣達のこと。呼称は、17世紀以降財務省の運営が委員会によって行われてきた名残である。首相を主席、財務相を次席とする) を意味する。
- (23) 公開協議における国際法曹協会 (International Bar Association) の回答より。
- (24) Category 1 Responders。地方自治体、警察、消防隊、救急隊、国家医療サービス、環境庁(スコットランドでは環境保護庁)、主務大臣(海事、沿岸関係の権限に関してのみ、現在は内相のこと)等で、緊急事態に直接対応する義務を負う。該当する機関は附則 1 で定められている。
- (25) Category 2 Responders。水道、ガス、電気、遠隔通信などに関わる公益事業者又は鉄道、航空、港湾の運輸関係者等で、第 1 カテゴリー対応者を補助して、緊急事態に対応することが求められている。該当する機関は、附則 1 で定められている。

- (26) 実際の緊急事態に当たっては、政府全体の政策を調整する機関として、(注12)で挙げた内閣府に所属する民間緊急事態事務局がその任に当たっている。詳しくは次の記事を、参照されたい。

福井千衣「III 危機管理機構と緊急事態における議会の関与 2 欧州主要国の危機管理機構 (1) イギリス」前掲『主要国における緊急事態への対処総合調査報告書』、pp.52-54。

- (27) 議会法律顧問。政府法案の起草を助ける法律専門家。
- (28) Hansard Volume (House of Lords Debates) 666 Part No.150, Column 867, [9 Nov 2004].
- (29) Christopher Barclay, *Civil Contingencies Bill* (Research Papers 04/07), House of Commons Library, 2004.
<<http://www.parliament.uk/commons/lib/research/rp2004/rp04-007.pdf>> (last access 2004.11.29)

参考文献・情報源 (注に掲げたものを除く)

- ・ John Eaves, Jr., *Emergency Powers and the Parliamentary Watchdog: Parliament and the Executive in Great Britain, 1939-1951*. The Hansard Society for Parliamentary Government, 1957.
- ・ 民主主義研究会 『欧米八ヶ国の国家緊急権』(日本立法資料全集別巻156) 信山社、2000。

(おかひさ けい・海外立法情報課)

イギリス「2004年民間緊急事態法」 (法律36号)

Civil Contingencies Act 2004

Chapter 36

岡久 慶訳

目次	第24条	地域指名調整官及び緊急事態調整官
第1部 地方における市民保護のための手配	第25条	審判所の設置
序則	第26条	有効期間
第1条 「緊急事態」の定義	第27条	議会による審査
緊急事態計画	第28条	議会による審査：閉会期及び休会期
第2条 評価、計画策定及び助言の義務	第29条	分権政府との協議
第3条 第2条：補足	第30条	手続き
第4条 公衆に対する助言及び援助	第31条	解釈
市民保護	第3部 通則	
第5条 一般措置	第32条	軽微かつ派生的改正並びに廃止
第6条 情報開示	第33条	資金
通則	第34条	施行
第7条 緊急性	第35条	適用範囲
第8条 緊急性：スコットランド	第36条	略称
第9条 政府による監視	附則1	第1及び第2 カテゴリー対応者
第10条 執行	第1部	第1 カテゴリー対応者：通則
第11条 執行：スコットランド	第2部	第1 カテゴリー対応者：スコットランド
第12条 情報の提供	第3部	第2 カテゴリー対応者：通則
第13条 対応者リストの改正	第4部	第2 カテゴリー対応者：スコットランド
第14条 スコットランド：協議		
第15条 スコットランド：越境協力		
第16条 ウェールズ国民議会		
第17条 規則及び命令		
第18条 解釈等		
第2部 緊急権	附則2	軽微かつ派生的改正並びに廃止（略）
第19条 「緊急事態」の定義	第1部	第1部による派生的改正並びに廃止
第20条 緊急事態規則を定める権限	第2部	第2部による派生的改正並びに廃止
第21条 緊急事態規則を定めるための条件	第3部	微少な改正
第22条 緊急事態規則の範囲		
第23条 緊急事態規則の制限		

附則3 (略)

廃止及び破棄

第1部 地方における市民保護のための手配

序則

第1条 「緊急事態」の定義

- (1) この部において、「緊急事態(emergency)」とは、次に掲げるものをいう。
- (a) 連合王国内のある場所における人間福祉に深刻な被害を及ぼす可能性のある事件又は状況
 - (b) 連合王国内のある場所における環境に深刻な被害を及ぼす可能性のある事件又は状況
 - (c) 連合王国の安全保障に深刻な被害を及ぼす脅威のある戦争又はテロリズム
- (2) 第1項(a)号の目的のために、次に掲げることを伴い、又は引き起こし、若しくは引き起こす恐れがある場合に限り、事件又は状況が、人間福祉に被害を及ぼす恐れがあるものとする。
- (a) 人命の喪失
 - (b) 人の疾病又は傷害
 - (c) 住居の喪失
 - (d) 資産への被害
 - (e) 金銭、食料、水、エネルギー又は燃料の供給の壊乱
 - (f) 通信システムの壊乱
 - (g) 交通機関の壊乱
 - (h) 保健関連サービスの壊乱
- (3) 第1項(b)号の目的のために、次に掲げることを伴い、又は引き起こし、若しくは引き起こす恐れがある場合に限り、事件又は状況が、環境に被害を及ぼす恐れがあるものとする。
- (a) 生物学的若しくは化学的物質又は放射性

物質による土壌、水若しくは大気の汚染

- (b) 植物若しくは動物の生命の壊乱又は破壊
- (4) 閣内相、又はスコットランドに関してはスコットランドの大臣は、命令によって、以下に掲げることを行うことができる。
- (a) 指定されたある事件若しくは状況又は事件若しくは状況の類(class)を、第1項の(a)号から(c)号に該当するものとして、又は該当しないものとして扱うことを定めること。
 - (b) 第2項を改正し、事件若しくは状況が、指定された供給、システム、施設若しくはサービスの壊乱を伴い、又は引き起こす限りにおいて、次のように規定することができる。
 - (i) その事件若しくは状況を、人間福祉に被害を及ぼすものとして扱うこと。
 - (ii) その事件若しくは状況を、人間福祉にもはや被害を及ぼすものとして扱わないこと。
- (5) 第1項に掲げる事件又は状況は、連合王国の国内国外いずれにおいても発生し、又は存在しうるものとする。

緊急事態計画

第2条 評価、計画策定及び助言の義務

- (1) 附則1の第1部及び第2部に記載された個人又は機関は、以下に掲げることを行わなければならない。
- (a) 時に応じ、緊急事態が発生する危険を評価すること。
 - (b) 時に応じ、当該個人若しくは機関によるその職務遂行が必要又は適切とされる緊急事態の危険を評価すること。
 - (c) 緊急事態が発生した場合においても、当該個人又は機関がその職務遂行を継続することを可能とすることを目的とした、適正

- に実行可能な範囲の計画を維持すること。
- (d) 緊急事態が発生し、又は発生の恐れがある場合においても、次の目的のために必要又は望ましい範囲で、当該個人又は機関がその職務遂行を継続することを可能とすることを目的とした計画を維持すること。
- (i) 緊急事態を防止すること。
- (ii) 緊急事態の影響を軽減し、管理し、又は緩和すること。
- (iii) その他関連した行動をとること。
- (e) (a)号又は(b)号に基づいて行われた評価が、(c)号又は(d)号に基づいて維持されている計画に追加若しくは修正を加えることを必要又は望ましいものとするかを考慮すること。
- (f) 次の目的のために必要又は望ましい範囲で、(a)号から(d)号に基づいて行われた評価及び維持されている計画の全部又は一部の公表のための手配をすること。
- (i) 緊急事態を防止すること。
- (ii) 緊急事態の影響を軽減し、管理し、又は緩和すること。
- (iii) 緊急事態に関して、その他の行動がとられることを可能とすること。
- (g) 緊急事態が発生する恐れがある場合又は発生した場合においても、公衆に警告を発し、公衆に情報及び助言を与えるための手配を維持すること。
- (2) 附則1の第1部又は第2部に記載された個人又は機関に関して、第1項の義務は、以下に該当する場合に限り、緊急事態に関して適用するものとする。
- (a) 緊急事態が当該個人又は機関による職務遂行を深刻に妨げる恐れがある場合
- (b) 当該個人又は機関に、次に掲げる条件が該当する可能性がある場合
- (i) 緊急事態を防止すること、緊急事態の影響を軽減し、管理し、若しくは緩和すること又はその他関連した行動をとることが、必要若しくは望ましいと判断していること。
- (ii) 資源の再配置又は資源の追加がなければ、当該行動をとることができないこと。
- (3) 閣内相は、附則1第1部に記載された個人又は機関に関して、次のことについての規則を定めることができる。
- (a) 第1項(第2項を条件とする)に基づく義務の適用範囲
- (b) 第1項に基づく義務遂行の態様
- (4) スコットランドの大臣は、附則1第2部に記載された個人又は機関に関して、次のことについての規則を定めることができる。
- (a) 第1項(第2項を条件とする)に基づく義務の適用範囲
- (b) 第1項に基づく義務遂行の態様
- (5) 第3項に基づく規則は、特に次に掲げることを行うことができる。
- (a) 指定された個人又は機関が、第1項に基づく義務を遂行するべき、若しくは遂行するべきではない緊急事態の種類を規定すること。
- (b) 当該個人又は機関が、指定された状況において、又は指定された問題に関して、第1項に基づく義務を遂行しないことを許可し、若しくは要請すること。
- (c) 第1項に基づく義務を遂行する時期の選択を規定すること。
- (d) 第1項に基づく義務を遂行する前又はその過程で、当該個人又は機関に対して、指定された個人若しくは機関又は指定された種類の個人若しくは機関と協議することを要請すること。
- (e) カウンティが、当該カウンティ内にあるディストリクトのために、第1項に基づく義務を遂行することを許可する又は要請すること。

- (f) 第1項に基づく義務を遂行する個人又は機関による協力を、指定された範囲及び態様において、許可し、要請し又は禁止すること。
- (g) 第1項に基づく義務遂行の委任を、指定される範囲及び態様において、許可し、要請し、又は禁止すること。
- (h) 第1項に基づく義務を遂行することに関連して、附則1第1部又は第3部に記載された個人又は機関に対して、附則1第1部に記載された個人又は機関と、指定された範囲及び態様において、協力することを許可し、又は要請すること。
- (i) 第1項に基づく義務を遂行することに関連して、附則1第1部又は第3部に記載された個人又は機関をして、附則1第1部に記載された個人又は機関に対して、要請に基づき又はその他指定された状況において、情報を提供することを許可し、又は要請すること。
- (j) 当該個人又は機関が、他の指定された個人又は機関によって行われた業務に留意する、又はそれを採用する若しくは依存することで、第1項(a)号又は(b)号に基づく義務を(全体的又は部分的に)、遂行することを許可し、若しくは要請すること。
- (k) 第1項(c)号又は(d)号に基づく計画の維持に関連して、当該の個人又は機関に対して、利益獲得を目的としない活動を行う(公共機関及び地方自治体以外の)団体の活動に留意することを許可し、若しくは要請すること。
- (l) 第1項(c)号又は(d)号に基づいて維持される計画の範囲及びその内容の詳細さの度合いに関して規定すること。
- (m) 計画が、演習の実施のための規定を含むよう要請すること。
- (n) 計画が、職員その他の者の訓練の規定を含むよう要請すること。
- (o) 個人又は機関が、第1項(c)号又は(d)号に基づく計画策定の一部として、当該個人又は機関のために職務を遂行してもらうために、他の個人又は機関と取決めを行うことを許可すること。
- (p) 閣内相、スコットランドの大臣、ウェールズ国民議会、北アイルランド自治政府の省庁、又はその他の指定された個人若しくは機関に、職務(授与された職務は、特に、裁量権を行使する権限又は義務であってもよい)を授与すること。
- (q) 制定法により、又は制定法の効力を受けて定められた他の規定にかかわらず、効力を及ぼす規定を定めること。
- (r) 一般的に適用され、又は指定された個人若しくは機関に限って、若しくは指定された状況に限って適用される規定を定めること。
- (s) 異なる個人若しくは機関に対して、又は異なる状況に対して、異なる規定を定めること。
- (6) 第5項は、以下に掲げることを条件として、第3項に対して効力を有するのと同様に、第4項に対して効力を有する。
- (a) (e)号を除外すること。
- (b) (h)号及び(i)号に関しては、次のようにすること。
- (i) 附則1第1部又は第3部に対する言及が、附則1第2部又は第4部に対する言及であるものとする。
- (ii) 附則1第1部に対する言及が、附則1第2部に対する言及であるものとする。
- (c) (p)号の閣内相、ウェールズ国民議会、北アイルランド自治政府の省庁に対する言及を除外すること。

第3条 第2条：補足

- (1) 閣内相は、附則 1 第 1 部又は第 3 部に記載された個人又は機関に対して、第 2 条第 3 項及び第 5 項で指定された事項に関して、指導を行うことができる。
- (2) スコットランドの大臣は、附則 1 第 2 部又は第 4 部に記載された個人又は機関に対して、第 2 条第 4 項及び第 5 項で指定された事項に関して、(第 2 条第 6 項による適用と同じく) 指導を行うことができる。
- (3) 附則 1 に記載された個人又は機関は、次に掲げることを行わなければならない。
 - (a) 第 2 条第 3 項又は第 4 項に基づく規則に従うこと。
 - (b) 上述した第 1 項又は第 2 項の指導に留意すること。
- (4) 附則 1 第 1 部又は第 2 部に記載された個人又は機関は、「第 1 カテゴリー対応者」として言及することができる。
- (5) 附則 1 第 3 部又は第 4 部に記載された個人又は機関は、「第 2 カテゴリー対応者」として言及することができる。

第 4 条 公衆に対する助言及び援助

- (1) 附則 1 の第 1 号、第 2 号又は第 13 号で指定された機関は緊急事態発生時における、公衆による商業活動の継続又は利益獲得を目的としない活動を行う公共機関及び地方自治体以外の団体の活動の継続のための手配に関連して、公衆に助言及び援助をあたえなければならない。
- (2) 閣内相は、附則 1 第 1 号又は第 2 号に指定された機関に関して、次のことについての規則を定めることができる。
 - (a) 第 1 項に基づく義務の範囲
 - (b) 第 1 項に基づく義務が執行される態様
- (3) スコットランドの大臣は、附則 2 第 13 号に指定された機関に関して、次のことについての規則を定めることができる。

- (a) 第 1 項に基づく義務の範囲
 - (b) 第 1 項に基づく義務が執行される態様
- (4) 第 2 項又は第 3 項に基づく規則は、特に次に掲げることを行わなければならない。
 - (a) 第 1 項に基づき、要請に応じて与えられる助言又は援助に関して、当該機関が料金を請求することを許可すること。
 - (b) 第 2 条第 5 項(a)号から(i)号、及び(o)号から(s)号に基づいて、規則によって定めることが許可されたものと同様の規定を定めること。
 - (5) 第 4 項(a)号による規則は、助言又は援助の料金が次に掲げる額の総計を超えないように、定めなければならない。
 - (a) 助言及び援助を提供することの直接経費
 - (b) 助言及び援助を提供することに間接的に関わる経費の合理的な割合
 - (6) 閣内相は、附則 1 第 1 号又は第 2 号に指定された機関に対して、第 2 項及び第 4 項で指定された事項に関して、指導を行うことができる。
 - (7) スコットランドの大臣は、附則 2 第 13 号に指定された機関に対して、第 3 項及び第 4 項で指定された事項に関して、指導を行うことができる。
 - (8) 当該機関は、次の事項を守らなければならない。
 - (a) 第 2 項又は第 3 項に基づく規則に従うこと。
 - (b) 第 6 項又は第 7 項の指導に、留意すること。

市民保護

第 5 条 一般措置

- (1) 閣内相は、次の目的のために、附則 1 第 1 部に記載された個人又は機関に対して、命令により職務遂行を要請することができる。

- (a) 緊急事態の発生を防止すること。
 - (b) 緊急事態の影響を軽減し、管理し、又は緩和すること。
 - (c) 緊急事態に関連してその他の行動をとること。
- (2) スコットランドの大臣は、次の目的のために、附則1第2部に記載された個人又は機関に対して、命令により職務遂行を要請することができる。
- (a) 緊急事態の発生を防止すること。
 - (b) 緊急事態の影響を軽減し、管理し、又は緩和すること。
 - (c) 緊急事態に関連してその他の行動をとること。
- (3) 個人又は機関は、この条に基づく命令に従わなければならない。
- (4) 第1条に基づく命令は、次に掲げることができる。
- (a) 個人又は機関に対して、指定した機関若しくは個人又は指定した種類の機関若しくは個人と、協議することを要請すること。
 - (b) 指定された範囲内又は態様における協力を、許可し、要請し、又は禁止すること。
 - (c) 指定された範囲内又は態様における権限の委任を、許可し、要請し、又は禁止すること。
 - (d) 附則1第1部又は第3部に記載された個人又は機関に対して、命令に基づく義務に関連して、附則1第1部に記載された個人又は機関と、指定された範囲内又は態様において協力することを許可し、又は要請すること。
 - (e) 附則1第1部又は第3部に記載された個人又は機関に対して、命令に基づく義務に関連して、要請に基づくかその他の指定された状況におけるかどうかにかかわらず、附則1第1部に記載された個人又は機関に情報提供を行うことを許可し、又は要請すること。
- (f) 閣内相の職務(与えられる職務は、特に、裁量権を行使する権限又は義務であってもよい)を、スコットランドの大臣、ウェールズ国民議会、北アイルランド自治政府の省庁又はその他指定された個人又は機関に与えること。
 - (g) 一般的に適用される、又は指定された個人若しくは機関に限って、若しくは指定された状況に限って適用される、規定を定めること。
 - (h) 異なる個人若しくは機関に対して、又は異なる状況に対して、異なる規定を定めること。
- (5) 第4項は、以下に掲げる条件を踏まえた上で、第1項に対して効力を有するのと同様に、第2項に対して効力を有する
- (a) (d)号及び(e)号に関しては、次のようにする。
 - (i) 附則1第1部又は第3部に対する言及が、附則1第2部又は第4部に対する言及であるものとする。
 - (ii) 附則1第1部に対する言及が、附則1第2部に対する言及であるものとする。
 - (b) (f)号の閣内相、ウェールズ国民議会、北アイルランド自治政府の省庁に対する言及を除外する。

第6条 情報開示

- (1) 閣内相は、附則1第1部又は第3部に記載された個人又は機関(「提供者」)に対して、附則1に記載されたあらゆる個人又は機関(「受領者」)の要請に応じて、情報を開示することを許可し、又は要請する規則を定めることができる。
- (2) スコットランドの大臣は、附則1第2部又は第4部に記載された個人又は機関(「提供者」)に対して、附則1に記載されたあらゆる

個人又は機関（「受領者」）の要請に応じて、情報を開示することを許可し、又は要請する規則を定めることができる。

- (3) 第1項又は第2項に基づく規則は、提供者又は受領者の緊急事態に関連する職務に限って、定めることができる。
- (4) 閣内相は、第1項に基づく規則に基づく職務の履行に関して、当該個人又は機関に指導を行うことができる。
- (5) スコットランドの大臣は、第2項に基づく規則に基づく職務の履行に関して、当該個人又は機関に指導を行うことができる。
- (6) 当該個人又は機関は、次に掲げることを行うものとする。
 - (a) 第1項又は第2項に基づく規則に従うこと。
 - (b) 第4項又は第5項に基づく指導に留意すること。

通則

第7条 緊急性

- (1) この条は、次の場合において適用する。
 - (a) 第5条第1項に基づく命令又は第6条第1項に基づく規則によって定められるものと同様の規定が、緊急に必要とされていること。
 - (b) 前号の規定にもかかわらず、規則又は命令を定めるための時間が不十分であること。
- (2) 閣内相は指示（direction）によって、第5条第1項に基づく命令又は第6条第1項に基づく規則によって定められるものと同様の規定を定めることができる。
- (3) 第2項に基づく指示は、文書で行わなければならない。
- (4) 閣内相が第2項に基づいて指示を与える場合には、次の規定に従う。

- (a) 閣内相は、後続の指示によって指示を破棄し、又は変更することができる。
 - (b) 閣内相は、適正に実行可能な限り速やかに、指示を破棄しなければならない（閣内相が望ましいと判断する限りにおいて、指示の内容を第5条第1項に基づく命令又は第6条第1項に基づく規則によって再制定することができる）。
 - (c) 指示は与えられた日から起算して、21日の期間を終了した時に効力を失うものとする（ただし新しい指示を与える権限を損なうものではない）。
- (5) 第2項に基づく指示の規定は、すべての目的において、第5条第1項に基づく命令又は第6条第1項に基づく規則によって定められた規定として扱う。

第8条 緊急性：スコットランド

- (1) この条は、次の場合において適用する。
 - (a) 第5条第2項に基づく命令又は第6条第2項に基づく規則によって定められるものと同様の規定が、緊急に必要とされていること。
 - (b) 前号の規定にもかかわらず、規則又は命令を定めるための時間が不十分であること。
- (2) スコットランドの大臣は指示によって、第5条第2項に基づく命令又は第6条第2項に基づく規則によって定められるものと同様の規定を定めることができる。
- (3) 第2項に基づく指示は、文書で行わなければならない。
- (4) スコットランドの大臣が第2項に基づいて指示を与える場合には、次の規定に従う。
 - (a) スコットランドの大臣は、後続の指示によって指示を破棄し、又は変更することができる。
 - (b) スコットランドの大臣は、適正に実行可

能な限り速やかに、指示を破棄しなければならない（スコットランドの大臣が望ましいと判断する限りにおいて、指示の内容を第5条第2項に基づく命令又は第6条第2項に基づく規則によって再制定することができる）。

- (c) 指示は与えられた日から起算して、21日の期間を終了した時に効力を失うものとする（ただし新しい指示を与える権限を損なうものではない）。
- (5) 第2項に基づく指示の規定は、すべての目的において、第5条第2項に基づく命令又は第6条第2項に基づく規則によって定められた規定として扱う。

第9条 政府による監視

- (1) 閣内相は、附則1第1部若しくは第3部に記載された個人又は機関に、次に掲げることを要請することができる。
- (a) 機関又は個人が、この部に定められた義務に従うことを目的としてとった行動に関して、情報を提供すること。
- (b) 機関又は個人が、この部に定められた義務に従うことを目的とした行動をとらなかった理由を説明すること。
- (2) スコットランドの大臣は、附則1第2部若しくは第4部に記載された個人又は機関に、次に掲げることを要請することができる。
- (a) 機関又は個人が、この部に定められた義務に従うことを目的としてとった行動に関して、情報を提供すること。
- (b) 機関又は個人が、この部に定められた義務に従うことを目的とした行動をとらなかった理由を説明すること。
- (3) 第1項又は第2項に基づく要件は、次に掲げることを指定することができる。
- (a) 情報又は説明が提供される期限
- (b) 情報又は説明が提供される方式

- (4) 個人又は機関は、第1項又は第2項に基づく要件に従わなければならない。

第10条 執行

- (1) 次に掲げるいずれの者も、附則1第1部若しくは第3部に記載された個人又は機関が、第2条第1項、第3条第3項、第4条第1項若しくは第8項、第5条第3項、第6条第6項、第9条第4項又は第15条第7項に従わなかったことに関し、高等法院又は控訴院で訴訟を提起することができる。
- (a) 閣内相
- (b) 附則1第1部に記載された個人又は機関
- (c) 附則1第3部に記載された個人又は機関
- (2) 第1項に基づく訴訟において、高等法院又は控訴院は、適当と判断する救済 (relief) を認め、又は命令を定めることができる。

第11条 執行：スコットランド

- (1) 次に掲げるいずれの者も、附則1第1部若しくは第3部に記載された個人又は機関が、第2条第1項、第3条第3項、第4条第1項若しくは第8項、第5条第3項、第6条第6項、第9条第4項又は第15条第7項に従わなかったことに関し、民事上級裁判所で訴訟を提起することができる。
- (a) スコットランドの大臣
- (b) 附則1第2部に記載された個人又は機関
- (c) 附則1第4部に記載された個人又は機関
- (2) 第1項に基づく訴訟において、民事上級裁判所は、適当と判断する救済 (remedy) を認め、又は命令を定めることができる。

第12条 情報の提供

- この部に基づく規則又は命令は、情報の提供若しくは開示に関連して、次の事項に関して規定を定めることができる。
- (a) 時期の選択

- (b) 情報を提供する形式
- (c) 情報の利用
- (d) 情報の保管
- (e) 情報の処分

第13条 対応者リストの改正

- (1) 閣内相は命令によって、次のように附則1を改正することができる。
 - (a) 第1部又は第3部に記載事項を追加すること。
 - (b) 第1部又は第3部から記載事項を削除すること。
 - (c) 第1部から第3部に記載事項を移動し、又はその逆を行うこと。
- (2) スコットランドの大臣は命令によって、次のように附則1を改正することができる。
 - (a) 第2部又は第4部に記載事項を追加すること。
 - (b) 第2部又は第4部から記載事項を削除すること。
 - (c) 第2部から第4部に記載事項を移動し、又はその逆を行うこと。
- (3) 第1項又は第2項に基づく命令は、次に掲げることを行うことができる。
 - (a) 記載事項を全般的に又は個人若しくは機関の指定された職務に関するものに限定して、追加し、削除し、又は移動すること。
 - (b) 付随的、経過的又は派生的な規定（この法律又はその他の制定法を改正する規定を含んでもよい）を定めること。

第14条 スコットランド：協議

- (1) 閣内相は、この部に基づいて個人又は機関に関して規則又は命令を定めるに先立ち、当該個人又は機関がスコットランドに関して職務を遂行する場合若しくはその限りにおいて、スコットランドの大臣に協議しなければならない。

- (2) スコットランドの大臣は、この部に基づいて規則又は命令を定めるに先立ち、閣内相に協議しなければならない。

第15条 スコットランド：越境協力

- (1) 附則1第1部に記載された個人若しくは機関が第2条又は第4条に基づく義務を負う場合、スコットランドの大臣は次に掲げる規則を定めることができる。
 - (a) 附則第2部又は第4部に記載された個人若しくは機関に、当該義務の遂行に当たって附則1第1部に記載された個人若しくは機関と指定された範囲内かつ方法で協力することを許可し、又は要請すること。
 - (b) 附則1第2部又は第4部に記載された個人若しくは機関に、当該義務の遂行に当たって附則1第1部に記載された個人若しくは機関に対して、要請に基づいて又は指定された状況において情報を提供することを許可し、又は要請すること。
- (2) スコットランドの大臣は、第1項に基づく規則が取り扱う問題に関して、指導を行うことができる。
- (3) 附則1第2部に記載された個人若しくは機関が第2条又は第4条に基づく義務を負う場合、閣内相は次に掲げる規則を定めることができる。
 - (a) 附則1第1部又は第3部に記載された個人若しくは機関に、当該義務の遂行に当たって附則1第2部に記載された個人若しくは機関と指定された範囲内かつ方法で協力することを許可し、又は要請すること。
 - (b) 附則1第1部又は第3部に記載された個人若しくは機関に、当該義務の遂行に当たって附則1第2部に記載された個人若しくは機関に対して、要請に基づいて、又は指定された状況において情報を提供することを許可し、又は要請すること。

- (4) 閣内相は、第3項に基づく規則が取り扱う問題に関して、指導を行うことができる。
- (5) 閣内相が第5条第1項に基づき、附則1第1部に記載された機関又は個人に義務を課する命令を定める場合、スコットランドの大臣は、次に掲げる命令を定めることができる。
- (a) 附則1第2部又は第4部に記載された個人若しくは機関に、当該義務の遂行に当たって附則1第1部に記載された個人若しくは機関と指定された範囲内かつ方法で協力することを許可し、又は要請すること。
- (b) 附則1第2部又は第4部に記載された個人若しくは機関に、当該義務の遂行に当たって附則1第1部に記載された個人若しくは機関に対して、要請に基づいて又は指定された状況において情報を提供することを許可し、又は要請すること。
- (6) スコットランドの大臣が第5条第2項に基づき、附則1第2部に記載された機関又は個人に義務を課す命令を定める場合、閣内相は、次に掲げる命令を定めることができる。
- (a) 附則1第1部又は第3部に記載された個人若しくは機関に、当該義務の遂行に当たって附則1第2部に記載された個人若しくは機関と指定された範囲内かつ方法で協力することを許可し、又は要請すること。
- (b) 附則1第1部又は第3部に記載された個人若しくは機関に、当該義務の遂行に当たって附則1第2部に記載された個人若しくは機関に対して、要請に基づいて又は指定された状況において情報を提供することを許可し、又は要請すること。
- (7) 個人又は機関は次の規定に従わなければならない。
- (a) この条に基づく規則又は命令を遵守すること。
- (b) この条に基づく指導に留意すること。
- (8) この法律においては、反対の意思が明らか

でない限り、次の事項が適用する。

- (a) 第5条第1項に基づく命令への言及は、上記第6項に基づく命令への言及を含む。
- (b) 第5条第2項に基づく命令への言及は、上記第5項に基づく命令への言及を含む。

第16条 ウェールズ国民議会

- (1) 閣内相は、次の事項に先立ってウェールズ国民議会と協議しなければならない。
- (a) 第2条第3項、第4条第2項又は第6条第1項に基づき、全体的に又は部分的にウェールズに関連する規則を定めるとき。
- (b) 第3条第1項、第4条第6項又は第6条第4項に基づき、全体的に又は部分的にウェールズに関連する指導を行うとき。
- (c) 第5条第1項に基づき、全体的に又は部分的にウェールズに関連する命令を定めるとき。
- (d) 第6条第1項に基づく規則によって定められるものと同様に、第7条第2項に基づき、全体的に又は部分的にウェールズに関連する規定を定める指示を与えるとき。
- (e) 第5条第1項に基づく命令によって定められるものと同様に、第7条第2項に基づき、全体的に又は部分的にウェールズに関連する規定を定める指示を与えるとき。
- (f) 全体的に又は部分的にウェールズに関連して、個人又は機関が関連規定に従わなかったことに関して第10条に基づく訴訟を提起するとき。
- (g) ウェールズに関して職務を持つ個人若しくは機関に関して、又はその個人若しくは機関がウェールズに関して職務を負う範囲内で、第13条第1項に基づく命令を定めるとき。
- (2) 閣内相は、ウェールズ国民会議の同意なくして、第4項で指定する個人又は機関に全体的に又は部分的に関連する、第3項で指定さ

れた種類の行動を行うことができない。

- (3) 第2項で言及された行動とは、次に掲げるものをいう。
 - (a) 第2条第3項、第4条第2項又は第6条第1項に基づく規則を定めること。
 - (b) 第5条第1項に基づく命令を定めること。
 - (c) 第3条第1項、第4条第6項又は第6条第4項に基づく指導を行うこと。
 - (d) 第7条に基づく指示を与えること。
 - (e) 第10条に基づく訴訟を提起すること。
 - (f) 第13条に基づく命令を定めること。
- (4) 第2項で言及された個人又は機関とは、次に掲げるものをいう。
 - (a) 附則1第2号で指定された参事会(council)
 - (b) 当該の個人又は機関の職務がウェールズに関連している場合に、その関連している範囲内で、当該附則第4号、第5号、第8号、第9号、第10号、第11号又は第21号で指定された個人又は機関

第17条 規則及び命令

- (1) この部に基づく規則及び命令は、委任立法により定められる。
- (2) 閣内相は、草案を議会各院に提出し、各院の決議によって承認されない限り、第1条第4項、第5条第1項又は第13条第1項に基づく命令を定めることができない。
- (3) スコットランドの大臣は、草案をスコットランド議会に提出し、その決議によって承認されない限り、第1条第5項、第5条第2項又は第13条第2項に基づく命令を定めることができない。
- (4) この部に基づいて閣内相によって定められた規則は、議会のいずれかの院における決議に従って、無効とされる。
- (5) この部に基づいてスコットランドの大臣に

よって定められた規則は、スコットランド議会における決議に従って、無効とされる。

- (6) この部に基づく規則又は命令は、次に掲げることを行うことができる。
 - (a) 一般的に、又は指定された状況若しくは指定された目的に限定して適用される規定を定めること。
 - (b) 異なる状況下若しくは目的のために、異なる規定を定めること。
 - (c) 付随的、派生的、又は経過的な規定を定めること。

第18条 解釈等

- (1) この部において、以下に掲げる語句の解釈が適用される。

「制定法(enactment)」とは、次に掲げるものをいう。

- (a) スコットランド議会の法律
- (b) 北アイルランドの法律
- (c) スコットランド議会の法律又は北アイルランドの法律に基づき制定された委任立法(議会制定法に基づく委任立法も含む)

「職務(function)」とは、制定法の効力その他によって付与された権限又は義務をいう。

「テロリズム(terrorism)」は、2000年テロリズム法(Terrorism Act 2000(c.11))第1条に掲げられた意味を有する。

「戦争(war)」は、武力紛争を含むものとする。

- (2) この部において、連合王国というときは連合王国の領海を含めていう。
- (3) 矛盾が生じる場合を例外として、この部に掲げること又はこの部に基づいて行われるいかなることも、他の制定法の規定を廃止し、又は破棄する間接的効果を有するものではない。

第2部 緊急権

第19条 「緊急事態」の定義

- (1) この部において、「緊急事態(emergency)」とは、次に掲げるものをいう。
- (a) 連合王国又は地方(Part)若しくは地域(region)内における人間福祉に深刻な被害を及ぼす可能性のある事件又は状況
- (b) 連合王国又は地方若しくは地域内における環境に深刻な被害を及ぼす可能性のある事件又は状況
- (c) 連合王国の安全保障に深刻な被害を及ぼす脅威のある戦争又はテロリズム
- (2) 第1項(a)号の目的のために、次に掲げることを伴い、又は引き起こし、若しくは引き起こす恐れがある場合に限り、事件又は状況が、人間福祉に被害を及ぼす恐れがあるものとする。
- (a) 人命の喪失
- (b) 人の疾病又は傷害
- (c) 住居の喪失
- (d) 資産への被害
- (e) 金銭、食料、水、エネルギー又は燃料の供給の壊乱
- (f) 通信システムの壊乱
- (g) 交通機関の壊乱
- (h) 保健関連サービスの壊乱
- (3) 第1項(b)号の目的のために、次に掲げることを伴い、又は引き起こし、若しくは引き起こす恐れがある場合に限り、事件又は状況が、環境に被害を及ぼす恐れがあるものとする。
- (a) 生物学的若しくは化学的物質又は放射性物質による土壌、水若しくは大気汚染
- (b) 植物若しくは動物の生命の壊乱又は破壊
- (4) 主務大臣は、命令によって第2項を改正し、事件若しくは状況を、指定された供給、システム、施設若しくはサービスの壊乱を伴い、

又は引き起こす限りにおいて、次のように規定することができる。

- (a) 人間福祉に被害を及ぼすものとして扱うこと。
- (b) 人間福祉にもはや被害を及ぼすものとして扱わないこと。
- (5) 第4項に基づく命令は、次の規定に従う。
- (a) この部について派生的に生じた改正を行うことができる。
- (b) 草案を議会各院に提出し、各院の決議によって承認されない限り、定めることができない。
- (6) 第1項に掲げる事件又は状況は、連合王国の国内国外いずれにおいても発生し、又は存在しうるものとする。

第20条 緊急事態規則を定める権限

- (1) 女王陛下は、第21条の条件が満たされたと判断した場合、枢密院令により緊急事態規則を定めることができる。
- (2) 上位の閣内相は、次に掲げるいずれにも該当すると判断した場合、緊急事態規則を定めることができる。
- (a) 第21条の条件が満たされていること。
- (b) 深刻な遅滞なくしては、第1項に基づく枢密院令を手配することが不可能であること。
- (3) この部において、「上位の閣内相」とは、次に掲げる者をいう。
- (a) 第一大蔵卿(First Lord of the Treasury)(首相)
- (b) その他女王陛下の主要な主務大臣(Principal Secretaries of States)
- (c) 女王陛下の大蔵委員(Commissioners of Her Majesty's Treasury)のいずれか
- (4) この部において、「深刻な遅滞(serious delay)」とは次の事項を引き起こしうる遅滞をいう。

- (a) 深刻な被害を引き起こすこと。
 - (b) 深刻な被害の防止、管理、緩和に対する深刻な妨害となること。
- (5) この条に基づく規則には、規則の制定者による次のような声明を前文として付さなければならぬ。
- (a) 規則が関連した緊急事態の性格を指定する。
 - (b) 規則の制定者が、次に掲げるいずれの条件にも該当すると宣言している。
 - (i) 第21条の条件が満たされていること。
 - (ii) 規則が、関連した緊急事態の様相若しくは影響を防止し、管理し、又は緩和することを目的として適切とされる規定のみを含んでいること。
 - (iii) 規則の効果が、緊急事態の様相若しくは影響に適正に比例していること。
 - (iv) 規則が欧州人権条約上の諸権利（1998年人権法（Human Rights Act 1998 (c. 42)）第1条に掲げる意味の範囲内において）と両立すること。
 - (v) 第2項に基づく規則に関しては、第2項(b)号が該当すること。

第21条 緊急事態規則を定めるための条件

- (1) この条は、第20条で言及した条件を指定する。
- (2) 第1の条件は、緊急事態が発生したこと、又は発生しようとしていることとする。
- (3) 第2の条件は、緊急事態の様相若しくは影響を防止し、管理し、又は緩和することを目的とした規定を定める必要があることとする。
- (4) 第3の条件は、第3項で言及した規定が緊急に必要とされていることとする。
- (5) 第3項の目的のために、特に次に掲げる条件に該当するときは、制定法（「既存の法律」）と同じ規定を必要とするものとする。

- (a) 深刻な遅滞なくしては、既存の法律に依拠することができないこと。
 - (b) 深刻な遅滞の危険なくしては、既存の法律に依拠することが可能か否か確認することができないこと。
 - (c) 既存の法律は、十分な効果を有しない可能性があること。
- (6) 第3項の目的のために、特に次に掲げる条件に該当するときは、第20条以外の制定法（「既存の法律」）に基づいて定めることのできる規定を必要とする。
- (a) 深刻な遅滞なくしては、既存の法律に基づく規定を定めることができないこと。
 - (b) 深刻な遅滞の危険なくしては、既存の法律に基づく規定を定めることが可能か否か確認することができないこと。
 - (c) 既存の法律に基づく規定が、十分な効果を有しない可能性があること。

第22条 緊急事態規則の範囲

- (1) 緊急事態規則は、関連した緊急事態の様相若しくは影響を防止し、管理し、又は緩和する目的のために適切であると規則の制定者が判断したあらゆる規定を定めることができる。
- (2) 特に、緊急事態規則は、規則の制定者が次に掲げる目的のために適切であると判断したあらゆる規定を定めることができる。
 - (a) 人の生命、健康、安全の保護
 - (b) 人の疾病又は傷害の治療
 - (c) 資産の保護又は復旧
 - (d) 金銭、食料、水、エネルギー及び燃料の供給の保護又は復旧
 - (e) 通信システムの保護又は復旧
 - (f) 交通機関の保護又は復旧
 - (g) 保健関連サービス提供の保護又は復旧
 - (h) 銀行その他金融機関の活動の保護又は復旧

- (i) 土壌、水若しくは大気の汚染の防止、抑制又は軽減
 - (j) 植物若しくは動物の生命の壊乱若しくは破壊の防止、軽減又は緩和
 - (k) 議会、スコットランド議会、北アイルランド議会及びウェールズ国民議会の活動の保護又は復旧
 - (l) 公的職務遂行の保護及び復旧
- (3) 緊急事態規則は、議会制定法又は国王大権の行使で定めることのできるあらゆる種類の規定を全て規定することができ、特に以下に掲げることを行うことができる。
- (a) 閣内相、スコットランドの大臣、ウェールズ国民議会、北アイルランド自治政府の省庁、第24条に基づいて指名された調整官、又はその他特に指定された者に、職務を付与すること。(このとき特に、次に掲げる職務を付与することができる。
 - (i) 裁量権を行使するための権限又は義務
 - (ii) 口頭、書面を問わず、指示又は命令を与える権限)
 - (b) 資産の徴用又は没収（賠償の有無を問わない）を定め、又はそれを可能とすること。
 - (c) 資産、植物若しくは動物の生命の破壊（賠償の有無を問わない）を定め、又はそれを可能とすること。
 - (d) 指定した場所への、若しくはそこからの移動を禁止し、又は禁止することを可能とすること。
 - (e) 指定した場所への、若しくはそこからの移動を要請し、又は要請することを可能とすること。
 - (f) 指定した場所、若しくは時間における、指定した種類の集会への参加を禁止し、又は禁止することを可能とすること。
 - (g) 指定した時期における旅行を禁止し、又は禁止することを可能とすること。
 - (h) その他指定された行動を禁止し、又は禁止することを可能とすること。
 - (i) 次に掲げる犯罪を定めること。
 - (i) 規則の規定に従わないこと。
 - (ii) 規則に基づいて定められた指示又は命令に従わないこと。
 - (iii) 規則に基づく職務、又は規則の効力による職務を遂行する者を妨害すること。
 - (j) 制定法若しくは制定法に基づく若しくは制定法の効力による規定を、適用されないものとし、又は改正すること。
 - (k) （当該職務が規則で与えられたものか否か、規則が謝金又は賠償金を規定しているか否かにかかわらず）個人又は機関に対して、職務遂行の行動をとるよう要請すること。
 - (l) 国防会議（Defence Council）が女王陛下の軍隊の展開を許可することを可能とすること。
 - (m) 女王陛下の軍隊のあらゆる展開を円滑とするため規定（資産に関する権限の授与を含む）を定めること。
 - (n) 裁判所又は（規則によって設置された審判所を含む）審判所に管轄権を与えること。
 - (o) 次に掲げるものに影響を与える、又は関連する規定を定めること。
 - (i) 領海内の領域
 - (ii) 英国漁業水域内の領域
 - (iii) 大陸棚内の領域
 - (p) 一般的に、又は指定された状況若しくは目的を限定して適用される規定を定めること。
 - (q) 異なる状況下若しくは目的のために、異なる規定を定めること。
- (4) 第3項の「指定された (specified)」とは、規則によって、又は規則に則って指定されることをいう。
- (5) 緊急事態規則の制定者は、議会、高等法院及び控訴院が、次に掲げるものに関連した法

的手続きを行うことができるようにすることの重要性に留意しなければならない。

- (a) 規則
- (b) 規則に基づいてとられた行動

第23条 緊急事態規則の制限

- (1) 緊急事態規則は、規則の制定者が次のように判断したとき、かつその限りにおいて定めることができる。
 - (a) 規定が、規則に関連した緊急事態の様相若しくは影響を防止し、管理し、又は緩和することを目的としていること。
 - (b) 規定の効力が、緊急事態の様相又は影響に正確に比例していること。
- (2) 緊急事態規則は、規則が適用される連合王国の地方若しくは地域を指定しなければならない。
- (3) 緊急事態規則は、次に掲げることを行うことができない。
 - (a) 人に軍役を要請すること又はこれを要請することを可能とすること。
 - (b) ストライキその他の労働争議に参加すること若しくはその他これに関連する活動を禁止すること又は禁止することを可能とすること。
- (4) 緊急事態規則は、次に掲げることを行うことができない。
 - (a) 第22条第3項(i)号に定められた以外の犯罪を新設すること。
 - (b) 治安判事裁判所又はスコットランドの執行官 (sheriff) 裁判所において、略式起訴に基づいて公判に付することができるもの以外の犯罪を新設すること。
 - (c) 次に掲げる罰則を科すことのできる犯罪を新設すること。
 - (i) 3月を超える拘禁刑
 - (ii) 罰金基準表の5級を超える罰金
 - (d) 刑事手続に関連する処理を変更するこ

と。

- (5) 緊急事態規則は次に掲げるものを改正することはできない。
 - (a) この法律のこの部
 - (b) 1998年人権法 (Human Rights Act 1998 (c.42))

第24条 地域指名調整官及び緊急事態調整官

- (1) 緊急事態規則は、上位の閣内相に次の官職の任命を義務づけなければならない。
 - (a) 規則が効力を有するイングランドを除く連合王国の地方ごとに、当該地方の緊急事態調整官
 - (b) 規則が効力を有する地域ごとに、当該地域の地域指名調整官
- (2) 第1項に則り定められた規定は、特に、調整官に関する次の事項を含むことができる。
 - (a) 任期
 - (b) 勤務条件 (報酬を含む)
 - (c) 職務
- (3) 任命の主な目的は、(任命が行われた地方若しくは地域に限られるか、又は当該地域若しくは地方の一部及びその他の場所の一部におけるものかを問わず) 緊急事態規則に基づく活動の調整を円滑たらしめることとする。
- (4) 職務遂行に当たって、調整官は、次の規定に従う。
 - (a) 上位の閣内相の指示に従うこと。
 - (b) 上位の閣内相の行った指導に留意すること。
- (5) 調整官は、国王の臣下又は代理人とみなされることも、国王に由来する地位、免責若しくは特権を享有するとみなされることもない。

第25条 審判所の設置

- (1) 審判所を設置する緊急事態規則は、上位の閣内相が審判所審議会 (Council on Tribu-

- nals)と協議したときを除き、定めることはできない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の事項を適用する。
- (a) 上位の閣内相は、緊急性の理由から必要であると判断した場合、第1項を適用しないことができる。
- (b) 審判所審議会が審判所設置に同意した場合、第1項は適用しない。
- (c) 第1項の条件を満たさなかったことは、規則の法的有効性に影響を及ぼさない。
- (3) 審判所審議会が第1項に基づく上位の閣内相による協議を受けたときは、次の事項を適用する。
- (a) 審議会は、上位の閣内相に報告書を提出する。
- (b) 上位の閣内相は、審議会の報告書を受け取る前には、当該協議に関連する緊急事態規則を制定してはならない。
- (4) 前項の規定にかかわらず、次の事項が適用する。
- (a) 上位の閣内相は、緊急性の理由から必要であると判断した場合、第3項(b)号を適用しないことができる。
- (b) 第3項(b)号の条件を満たさなかったことは、規則の法的有効性に影響を及ぼさない。
- (5) 上位の閣内相は、第3項(a)号に基づく報告書を受け取ったときは、報告書に関連した規則を作成した後適正に実行可能な限り速やかに、次に掲げるものを議会に提出する。
- (a) 報告書の写し1部
- (b) 報告書の勧告に対して規則が効力を与える範囲についての声明
- (c) 報告書の勧告からの乖離についての説明
- (6) 上位の閣内相が、(第2項(a)号に依拠して)審判所審議会との協議を行わずに緊急事態規則を定めた場合、次の事項を適用する。
- (a) 上位の閣内相は、規則が定められた後、

適正に実行可能な限り速やかに、審議会と協議を行う。

- (b) 審議会は、上位の閣内相に報告書を提出する。
- (c) 第5項は、(必要な修正を加えた上で)適用する。

第26条 有効期間

- (1) 緊急事態規則は次のいずれかのとき、失効する。
- (a) 規則が定められた日から起算して30日の期間を終了したとき。
- (b) 前号より早く規則によって指定することができる期日。
- (2) 第1項は、次の条件に従う。
- (a) 新しい規則を定めることを妨げてはならない。
- (b) 失効する前の規則によって行われたことに影響を与えてはならない。

第27条 議会による審査

- (1) 緊急事態規則が定められたとき、次の事項が適用する。
- (a) 上位の閣内相は、適正に実行可能な限り速やかに、規則を議会に提出する。
- (b) 規則は、提出された日から起算して7日の期間を終了した時、当該期間内に議会各院の決議によって承認されない限り、失効する。
- (2) 緊急事態規則が効力を喪失するものとする決議を議会の各院が可決したとき、規則は次の時期に効力を失う。
- (a) 決議が承認された後、決議で指定された時期
- (b) 決議で時期が指定されていないときは、決議が承認された次の日の初め(各院における決議承認日が異なる場合は、2番目の決議が承認された次の日の初め)

- (3) 緊急事態規則が指定された改正を加えた上で効力を有するとする決議を議会の各院が可決したとき、同規則は、次に掲げる時期から改正されたものとして効力を有する。
- (a) 決議が承認された後、決議で指定された時期
- (b) 決議で時期が指定されていないときは、決議が可決された次の日に変わった時（各院における可決日が異なる場合は、2番目の決議が可決された次の日の初め）
- (4) この条のいかなることも、次の条件に従う。
- (a) 新しい規則を定めることを妨げない。
- (b) この条に基づいて失効するか、効力を喪失するか、又は改正される前に、規則によって行われたことに影響を与えない。

第28条 議会による審査：閉会期及び休会期

- (1) 緊急事態規則が第20条に基づき定められた時、規則が定められた日から起算して5日の期間を過ぎた日まで議会が閉会中である場合、女王陛下は議会開催法 (Meeting of Parliament Act 1797 (c.127)) に基づく布告により、当該期間内の指定された日に議会の開催を要請する。
- (2) 緊急事態規則が第20条に基づき定められた時に、規則が定められた日から起算して5日の期間を過ぎた日まで下院が休会中である場合、議長は当該期間内の日に議会の開催を手配しなければならない。
- (3) 緊急事態規則が第20条に基づき定められた時に、規則が定められた日から起算して5日の期間を過ぎた日まで上院が休会中である場合、大法官は当該期間内の日に議会の開催を手配しなければならない。
- (4) 第2項及び第3項における、大法官又は議長への言及は、上院及び下院の議事規則に基づき、休会期における再召集に関連して、大

法官又は議長を代行することを認可された者への言及を含むものとする。

第29条 分権政府との協議

- (1) 完全に又は部分的にスコットランドに関連する緊急事態規則は、上位の閣内相がスコットランドの大臣と協議していない限り、定めることはできない。
- (2) 完全に又は部分的に北アイルランドに関連する緊急事態規則は、上位の閣内相が第一大臣及び副第一大臣と協議していない限り、定めることはできない。
- (3) 完全に又は部分的にウェールズに関連する緊急事態規則は、上位の閣内相がウェールズ国民議会と協議していない限り、定めることはできない。
- (4) 前3項の規定にかかわらず、次の規定を適用する。
- (a) 上位の閣内相は、緊急性の理由から必要であると判断した場合、協議の必要要件を適用しないことができる。
- (b) 協議の必要性を満たさなかったことは、規則の法的有効性に影響を及ぼさない。

第30条 手続き

- (1) 緊急事態規則は、(枢密院令によって定められたか否かにかかわらず) 委任立法によって定められる。
- (2) 緊急事態規則は1998年人権法 (c.42) の目的のために、(第一次的立法 (primary legislation) を改正するものであるか否かにかかわらず) 第一次的立法ではなく従位立法 (subordinate legislation) として扱う。

第31条 解釈

- (1) この部において、以下に掲げる語句の解釈が適用される。

「英国漁業水域 (British fishery limits)」

とは、1976年漁業水域法 (Fishery Limits Act 1976 (c.86)) によって与えられた意味を有する。

「大陸棚 (the continental shelf)」とは、1964年大陸棚法 (Continental Shelf Act 1964 (c.29)) 第1条第7項に基づき、枢密院令によって指定された領域をいう。

「緊急事態 (emergency)」とは第19条により与えられた意味を有する。

「制定法 (enactment)」とは、次に掲げるものを含む。

- (a) スコットランド議会の法律
- (b) 北アイルランドの法律
- (c) スコットランド議会の法律又は北アイルランドの法律に基づき制定された委任立法 (議会制定法に基づく委任立法も含む)

「職務 (function)」とは、制定法その他により授与された権限又は義務をいう。

「地方 (Part)」とは、連合王国に関して第2項により与えられた意味を有する。

「公的職務 (public functions)」とは、次に掲げるものをいう。

- (a) 制定法により、授与された、又は課された職務
- (b) 閣内相 (又は当該閣内相の省庁) の職務
- (c) 国王の下で官職を有する者の職務
- (d) スコットランドの大臣の職務
- (e) 北アイルランドの大臣又は北アイルランド自治政府省庁の職務
- (f) ウェールズ国民議会の職務

「地域 (region)」とは、第2項により与えられた意味を有する。

「上位の閣内相 (senior Minister of the Crown)」とは、第20条第3項により与えられた意味を有する。

「深刻な遅滞 (serious delay)」とは、第20条第4項により与えられた意味を有する。

「領海 (territorial sea)」とは、1987年領

海法 (Territorial Sea Act 1987 (c.49)) 第1条に則って解釈される、連合王国又はその地方に隣接する領域をいう。

「テロリズム (terrorism)」とは、2000年テロリズム法第1条 (Terrorism Act 2000 (c.11)) により与えられた意味を有する。

「戦争 (war)」は武力紛争を含むものとする。

(2) この部において、以下に掲げる語句は、当該各号に掲げる意味を有する。

(a) 連合王国に関して「地方 (Part)」とは、次に掲げるものをいう。

- (i) イングランド
- (ii) 北アイルランド
- (iii) スコットランド
- (iv) ウェールズ

(b) 連合王国に関して「地域 (region)」とは、1998年地域開発局法 (Regional Development Agencies Act 1998 (c.45)) の目的のための地域をいう。

(c) この部における、連合王国の地方又は地域への言及は、次に掲げるものへの言及を含むものとする。

- (i) 当該地方若しくは地方に隣接する領海のあらゆる部分
- (ii) 当該地方若しくは地方に隣接する漁業水域内の領域のあらゆる部分
- (iii) 当該地方若しくは地方に隣接する大陸棚のあらゆる部分

(3) 第2項の目的のために、次に掲げるものが効力を有する。

- (a) 1998年スコットランド法 (Scotland Act 1998 (c.46)) 第126条第2項 (海域の配分) に基づく枢密院令
- (b) 1998年北アイルランド法 (Northern Ireland Act 1998 (c.47)) 第98条第8項 (海域の配分) に基づく枢密院令
- (c) 1998年ウェールズ統治法 (Government

of Wales Act 1998 (c.38)) 第155条第2項
(海域の配分)に基づく命令

ただし、これらは、前期の法律の一般的又は残余の目的のために、若しくはこの条の目的のために、適用されることが表明されている場合に限り、又はその表明されている範囲内で、効力を有する。

第3部 通則

第32条 軽微かつ派生的改正並びに廃止

- (1) 附則2(軽微かつ派生的改正及び廃止)は、効力を有する。
- (2) 附則3に記載された制定法は、指定された範囲内で、ここに廃止され、又は破棄される。

第33条 資金

次に掲げるものは、議会によって拠出された資金から支出される。

- (a) この法律に関連して、上位の閣内相が負担する費用
- (b) 他の制定法に基づいて、議会によって拠出された資金で負担されることとされた金額のうち、この法律に帰すべき増額分

第34条 施行

- (1) この法律の前条までの規定は、閣内相が命令によって定めた規定に則り施行する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、法律の次に掲げる規定は、スコットランドの大臣が命令によって定めた規定に則り施行する。
 - (a) スコットランドの大臣に関連する範囲内で、第1条第4項
 - (b) 第2条第4項及び第6項、第3条第2項、第4条第3項及び第7項、第5条第2項及び第5項、第6条第2項及び第5項、第8条、第9条第2項、第11条、第13条第2項、第14条第2項並びに第17条第3項及び第5

項

- (c) 上記(b)号に指定された規定に関連する範囲内で、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第9条、第13条及び第17条の規定
- (3) 第1項又は第2項に基づく命令には、次の規定が適用する。
 - (a) 一般的に、又は指定された目的に限って、規定を定めることができる。
 - (b) 異なる目的のため、異なる規定を定めることができる。
 - (c) 付随的、派生的又は経過的な規定を定めることができる。
 - (d) 委任立法によって定める。

第35条 適用範囲

- (1) この法律は、次の範囲に適用する。
 - (a) イングランド及びウェールズ
 - (b) スコットランド
 - (c) 北アイルランド
- (2) 前項の規定にかかわらず、この法律が制定法又は制定法の規定を改正し、若しくは廃止する場合、当該の改正若しくは廃止は、当該の制定法又は規定と同じ適用範囲を有する。

第36条 略称

この法律は、2004年民間緊急事態法(Civil Contingencies Act 2004 (c.36))として引用することができる。

附則

附則1 第1及び第2カテゴリー対応者 (第1部)

第1部 第1カテゴリー対応者：通則 地方自治体

- 1 イングランドでは次に掲げるものが該当する。

- (a) カウンティ参事会
 - (b) ディストリクト参事会
 - (c) ロンドン区参事会
 - (d) ロンドン・シティー参事会 (Common Council of the City of London)
 - (e) シリー諸島参事会 (Council of the Isles of Scilly)
- 2 ウェールズでは次に掲げるものが該当する。
- (a) カウンティ参事会
 - (b) 特別市参事会 (county borough council)

緊急事態サービス

- 3(1) 1996年警察法 (Police Act 1996 (c.16))
第101条第1項の意味における、警察本部長 (chief officer of police)
- (2) 北アイルランド警察の警察本部長 (Chief Constable)
- (3) 英国運輸警察 (British Transport Police Force) の警察本部長 (Chief Constable)
- 4 2004年消防救助隊法 (Fire and Rescue Services Act 2004 (c.21)) 第1条の意味において、消防救助本部

保健

- 5 次に掲げるものを提供する職務を有しているとき、又はその範囲内で、1990年 NHS 及びコミュニティ・ケア法 (National Health Service and Community Care Act 1990 (c.19)) 第5条に基づいて設置された、NHS (National Health Service、国民保健サービス) トラスト
- (a) 救急サービス
 - (b) 事故及び緊急事態に関連した病院の収容施設及びサービス
 - (c) ウェールズの公衆衛生に関連したサービス
- 6 事故及び緊急事態に関連した病院の収容施設

- 設及びサービスを提供する職務を有しているとき、かつその限りにおいて、(2003年保健及び社会的ケア (共同体の保健及び基準) 法 (Health and Social Care [Community Health and Standards] Act 2003 (c.43)) 第1条の意味において) NHS ファウンデーション・トラスト (NHS Foundation Trust)
- 7 1977年国民保健サービス法 (National Health Service Act 1977 (c.49)) 第16A条に基づいて設置されたプライマリ・ケア・トラスト (Primary Care Trust)
- 8 1977年国民保健サービス法第16BA条に基づいて設置された地方保健会議 (Local Health Board)
- 9(1) 2004年保健防護庁法 (Health Protection Agency Act 2004 (c.17)) 第1条によって設置された健康防護庁
- (2) 2004年保健防護庁法第1条施行によって生じる解体までの間、1977年国民保健サービス法第11条に基づき設置され、かつ保健防護庁として認知される特別保健機関 (Special Health Authority)
- 10 公衆衛生 (疾病管理) 法 (Public Health [Control of Disease] Act 1984 (c.22)) 第2条第4項に基づき設置された港湾保健機関

その他

- 11 環境庁
- 12 職務が海上及び沿岸の緊急事態への対応を含む (事故の調査を除く) 範囲内で主務大臣

第2部 第1カテゴリー対応者：スコットランド

地方自治体

- 13 1994年地方自治体等 (スコットランド) 法 (Local Government etc. [Scotland] Act 1994 (c.39)) 第2条に基づき設置された議会

緊急事態サービス

- 14 1967年警察（スコットランド）法（Police Act 1967 (c.77)）に基づく警察本部長
- 15(1) 消防本部
- (2) 第1項の消防本部とは次に掲げるものをいう。
- (a) 1994年地方自治体等(スコットランド)法第2条に基づいて設置された議会
- (b) 1973年地方自治体等(スコットランド)法（Local Government etc. [Scotland] Act 1973 (c.65)）及び1947年消防隊法（Fire Services Act 1947 (c.41)）第36条によって定められた行政制度に基づく、合同会議
- 16 スコットランド救急サービス会議

保健

- 17 1978年国民保健サービス(スコットランド)法（National Health Service [Scotland] Act 1978 (c.29)）第2条に基づき設置された保健会議

その他

- 18 スコットランド環境保護庁

第3部 第2 カテゴリー対応者：通則

公益事業

- 19(1) (2)で指定された種類の許可を、1989年電
力法（Electricity Act 1989 (c.29)）第6条
に基づいて授与され、保有している者
- (2) 許可とは、次に該当するものをいう。
- (a) 送電許可
- (b) 電力供給許可
- (c) 相互連結許可
- 20(1) (2)で指定された種類の許可を保有してい
る者
- (2) 許可とは、次に該当するものをいう。
- (a) 1986年ガス法（Gas Act 1986 (c.44)）

第7条に基づく許可

- (b) 同法の第7ZA条に基づく許可
- 21 1991年上下水道事業法（Water Industry Act 1991 (c.56)）第6条に基づき任命された
水道及び下水事業者
- 22(1) 電話サービス（口頭の通話又はデータ通
信）を可能とする公共の電気通信ネット
ワークを提供する者
- (2) (1)においては、次の事項が適用する。
- (a) ネットワークの提供に関する言及は、
2003年通信法（Communications Act
2003 (c.21)）第32条第4項(a)号及び(b)号
に則り解釈される。
- (b) 「公共の電気通信ネットワーク」とは、
2003年通信法第32条第1項及び第151条
第1項により与えられた意味を有する。

交通

- 23 当該の許可が大ブリテン島における活動に
関連する範囲内で、1993年鉄道法（Railways
Act 1993 (c.43)）第8条（鉄道資産の運営）
に基づき、許可を有する者
- 24 次に掲げる条件の下で、大ブリテン島にお
ける鉄道に関連したサービスを提供するもの
- (a) 1993年鉄道法第8条に基づく許可を有し
ていないこと。
- (b) 鉄道事業の許可に関する欧州連合理事会
指令95/18/ECによっていること。
- 25(1) ロンドン交通局
- (2) ロンドン地下鉄有限会社（ロンドン交通
局の系列会社）
- 26 1986年空港法（Airports Act 1986 (c.31)）
第82条第1項の意味において、大ブリテン島
における航空管制者
- 27 1990年航空及び海事安全法（Aviation and
Maritime Security Act 1990 (c.31)）第46条
第1項の意味において、大ブリテン島にお
ける港湾管理機関

28 1980年幹線道路法 (Highways Act 1980 (c. 66)) 第1条により、責任を負うべきとされた事項に、職務が関連する範囲内で主務大臣

保健及び安全

29 保健及び安全執行委員会 (Health and Safety Executive)

第4部 第2カテゴリー対応者：スコットランド

公益事業

30(1) 許可に基づく活動がスコットランドで行われる範囲内で、(2)で指定された種類の許可を、1989年電力法に基づいて授与され、保有している者

(2) 許可とは、次に該当するものをいう。

- (a) 送電許可
- (b) 電力供給許可
- (c) 相互連結許可

(3) この項及び1989年電力法で使われる表現は、この項及び1989年電力法で同じ意味を有するものとする。

31(1) 当該の活動がスコットランドで行われる範囲内で、(2)で指定された種類の許可を保有している者

(2) 許可とは、次に該当するものをいう。

- (a) 1986年ガス法第7条に基づく許可
- (b) 同法の第7ZA条に基づく許可

32 2002年上下水道事業 (スコットランド) 法 (Water Industry [Scotland] Act 2002 asp 3) 第20条及び附則3により設置された、スコットランド水道局 (Scottish Water)

33(1) 当該のサービスがスコットランドで提供される範囲内で、電話サービス (口頭の通話又はデータ通信) を可能とする公共の電

気通信ネットワークを提供する者

(2) 第1項においては、次の事項が適用する。

(a) ネットワークの提供に関する言及は、2003年通信法第32条第4項(a)号及び(b)号に則り解釈される。

(b) 公共の電気通信ネットワークは、2003年通信法第32条第1項及び第151条第1項により与えられた意味を有する。

交通

34 当該の活動がスコットランドで行われる範囲内で、1993年鉄道法第8条に基づき、鉄道資産を運営する許可を有する者

35 次に掲げる条件の下で、サービスがスコットランドで提供される範囲内で、サービスを提供する者

(a) 1993年鉄道法第8条に基づく許可を有していないこと。

(b) 鉄道事業の許可に関する欧州連合理事会指令95/18/ECによっていること。

36 スコットランドにおける空港管理に責任を有している範囲内で、1986年空港法第82条第1項の意味における航空管制者

37 当該の職務がスコットランドにおける港湾の改良、維持及び管理に関連する範囲内で、1990年航空及び海事安全法第46条第1項の意味における港湾管理機関

保健

38 1978年国民保健サービス (スコットランド) 法 (National Health Service [Scotland] Act 1978 (c.29)) により設置された一般サービス局 (Common Services Agency)

(おかひさ けい・海外立法情報課)